

## III 第2次交渉

## はしがき

4月11日トルーマン大統領は、マックアーサー元帥の罷免を発表した。シーボルト大使は、同日夕、目黒官邸に総理を来訪し、最高司令官の交替を伝えるとともに米国の対日政策には変更なからるべきことを確言した。さらに、同日、ホワイトハウスは、米国政府の方針は既定の原則による対日平和条約をすみやかに締結すること、および、対日平和解決の重大性にかんがみてダレス特使が日本を訪問すべきことを発表した。

11日の「備忘録」には

「午後3時から恒例の園遊会。雨。3時半ころマ元帥罷免の報道きたる。夕方、日本タイムズの号外を見る。愕然たり。暗然たり。11日夕刻シーボルト大使総理を来訪。米の対日政策は変わらずとのノートを持参」

と記録してある。

もともとマ元帥とワシントン政府との間には朝鮮戦争の指導について意見の扞格があり、マ元帥の満州爆撃論・中共にたいする第2戦線展開論などにたいし中央政府は否定的態度をとつてきたところ、対中共戦に國府軍を使用することを支持した元帥の3月20日付マーティン下院議員(共和党)あて書簡を同議員が下院で公表したことが契機となつてトルーマン大統領のマ元帥にたいする処置が問題とされている趣旨の報道が4月7日の邦字紙に掲載され、9日には大統領マ元帥にたいする措置を考慮中と報道され、10日には急遽飛来したペース陸軍長官がマ元帥と長時間にわたる会談したこと・米英間に本件について意見の一一致をみたことなどが報道されていたので、総司令官の交替は意外の出来事ではなかつたけれども、事のあまりに急激な進展に万人愕然としたのであつた。

トルーマン大統領の声明は、

「非常に遺憾なことであるが、わたくしは、ダグラス・マックアーサー元帥はその公的任務に関する事項につき米国政府および国際連合の諸政策に全幅の支持を与えることができないとの結論に到達した。米国憲法がわたくしに課した明確な責任とさらに国際連合からわたくしに与えられた責任とにかんがみ、わたくしは極東における司令官の更迭をはからねばならないとの決定に達した。したがつてわたくしはマックアーサー元帥を解任し後任にマーシー・B・リッジウェイ中将を任命した。」

国策問題について全面的に活潑な討論を行うのは、わが自由民主主義の立憲制度に欠くことのできないことであるが、軍司令官が法律ならびに憲法に規定された方式でだされる政策と指令の支配をうけねばならぬということは、基本的問題である。危機の場合にはとくにこうした配慮が絶対に必要である。マックアーサー元帥がわが最大の司令官の 1 人として歴史に占める地位はじゅうぶん築きあげられた。元帥が重大責任の地位にあつて国家につくした顕著にして異例な奉仕につき国民は元帥に感謝すべき義務を負つている。この理由からわたくしはどうしてもとらざるをえなかつた今回の措置につきその必要の生じたことを重ねて遺憾とする」

とのべている。

14 日、総理、大磯より上京、午後 6 時マ元帥往訪。

15 日午前、陛下マ元帥を訪問する。

16 日朝 7 時、マ元帥羽田空港より離日。

## 第 1 準 備 作 業

1 第 2 次交渉が唐突として行われることになつた事情から、わが方の準備作業もまた唐突たらざるをえなかつた。その状況は下記の「備忘録」の記述を通読していただければ、明らかに看取されるであろう。

「13 日

ダレス大使来日の報あり。

総理大磯に帰えらる。

ダレス再度来訪の際提出すべきわが要請一主として平和条約案に関するもの一を検討する。安藤（吉光）・藤崎・高橋・後宮・三宅の諸くんに小生をくわえて 6 人。即日結論をえた。

14 日

昨日の作業にもとづいて後宮くんの書いてくれたものを再び検討する。簡単に修文を終えタイプする。夕刻力石くんが拙宅にとどけてくれた。

総理出京されマ元帥訪問（午後 6 時）。

15 日

陛下マ元帥御訪問（午前）。

井口くんとの約束にしたがい午後 5 時半目黒官邸にいく。ダレス来訪につき当方のとるべき措置について総理の意向をたたずため。井口くん來たらズ。要談どころか、7 時すぎより総理に西銀座で西洋料理の御馳走になつて帰える（麻生夫人・菅野副長官夫妻・杉浦・加川・中根の 3 秘書官いつしよ）。

16 日

朝 7 時マ元帥羽田より帰米の途につく。

総理午後大磯に帰えらる。

午前をついやして総理ダレス会談の資料（総理のいわゆる言上振で、この種のものは総理の一番嫌われるものである。ただし、やむをえない。事務当局として総理から言つてもらいたい趣旨をかけと井口くんもいうし、ぼくも叱られても書いてあればなにかの役に立つと思うので、平易な文章をかいた。）を作文し、それに平和条約案にたいする意見と日米協定案にたいし今 1 度言つておきたいことを文書にしたもの 3 種の文書に、前回の会談後 4 月 10 日までの日米間の意見交換の記録をそえて、目黒官邸杉浦秘書官にとどけ総理に大磯で一読しておいてくださるよう願つてもらつた。

17 日朝、井口くんとふたり大磯にいき総理の意見を求める予定。

ダレス特使今夕 4 時半着京。予定は 15 日午後 9 時半と報ぜられたが、延着した。かれは東京でマ元帥に会えなかつた」

2 13 日事務担当者 6 人で原案を作成し、14 日軽微な修正をくわえてまとめあげた会談準備書類「平和条約案について」は、イントロダクションとして

「以下に陳述するところは、平和条約案に定められている原則に修正をくわえようとするものでない。提案されている条約の実施される場合を考えて、その場合に連合国と日本の間に疑義や紛争を惹起しそうな点を検出して、当方の見解を付記し、あるいは、日本内部において条約の実施ができるだけ順滑に行われるようとの希望からでた要請をのべたものである。合衆国政府において考慮にいれられれば幸甚である」とのべ、以下

第 1 に、「信託統治下に置かるべき諸島」について、これら諸島は「元来日本本土と不可分の一体をなしており、したがつてその住民も人種的・社会的・文化的その他あら

ゆる面で日本本土住民と同じ住民である点において、第 2 次大戦後信託統治のもとに置かれた他地域と根本的に異なる性格を有している」ので合衆国が信託統治制を適用されるにあたって、この特殊性を念頭におかれ弾力のある実際的な運営をしてほしい。とくにつぎの要請を将来にわたつて封じてしまうような規定が信託統治条項その他の関係文書にはいらないよう配慮ありたい、として

## (1) 住民のステータス

## (a) 現にこれら諸島に住所を有する者。

信託統治発足にあたつて、これらの者が希望する場合は、family register と permanent residence を日本に移すことを許されたい。

## (b) 現に日本に住所を有するこれら諸島の出身者

permanent residence をこれら諸島に移さないかぎり日本国籍をもつものとしたい。

これら諸島出身者の特定の時日におけるステータスは、permanent residence がその時点において諸島にあるか日本本土にあるかによって決定することとし、同時に本土と諸島の間の permanent residence の移転にはなんらの制限もくわえないことにしたい。

## (c) 現に第 3 国に在住するこれら諸島出身者

元来日本人として渡航したものであるばかりでなく、大部分がひきつづき日本人であることを希望しているので本人の希望するかぎり日本人としておかれたいたい。

## (2) 経済関係

これら諸島と本土との間に存在した経済関係を人為的に切断されないようにしたい。このため、本土と諸島の間の貿易は国境貿易的のものとして無関税とされた。日本側ではすでにそうしている。資金の交流もできるかぎり自由にされたい。沿岸漁業と漁業基地の利用も相互に自由にし、人と船舶の往復も原則として自由とされたい。

## (3) 文化関係

信託統治制実施の後も現在行われている学制・教材等の本土に準ずる施行一本土の高等諸学校への進学を容易にするものである一を継続されたい。本土と諸島の相

応する学校の修業または卒業資格および公の各種の資格試験を進学上・就職上相互に承認しあうこととしたい。一

と要請し、

第 2 に、「原島復帰問題」について、戦中および戦後小笠原諸島・硫黄島等から強制的に内地にひきあげさせられた約 8 千名は 1 日も早く祖先の墳墓の地に復帰することを希望しているのでかれらの原島復帰の希望の実現を考慮してほしい、と要請し、

第 3 に、「草案第 6 章「請求権および財産」に関する若干の解釈上の疑義」について、『本章は、その性質上きわめて膨大、かつ、複雑な事項を規定しているので、草案の文言では当然解釈上疑問を惹起する。故にその比較的重要な事項について解釈を明らかにして置き、あるいは場合により明確な規定を補充することは講和条約実施後における不要の紛議を防止することになろう』と前置きして、

(1) 第 14 条第 1 節(1) “Property of Japanese nationals permitted to reside in the territory of one of the Allied powers and not submitted to special measures prior to September 2, 1945.” の special measures とは戦争中連合国領域内に居住することを許された日本人全般に適用された一般的な敵産管理措置以外の特別措置の意であつてイタリア平和条約の該当条文（第 79 条第 6 項(c)) が “Property of natural persons who are Italian nationals permitted to reside within the territory of the country in which the property is located or to reside elsewhere in United Nations Territory, other than Italian property which at any time during the war was subjected to measures not generally applicable to the property of Italian nationals resident in the same territory:” を連合国所在イタリア財産の接収除外例としているのと同じ趣旨のものと解釈したい。紛議をさけるために、イタリア平和条約の文言を採用するのが望ましい。

(2) (イ) 第 14 条第 3 節の賠償請求権 (reparation claims) について。

賠償請求権の発生の時期 日本は 1941 年 12 月 8 日の太平洋戦争勃発の前に中国と交戦状態にあり、また、仏印に進駐していたが、この間に発生した賠償請求権を本条によつて満足されたとみなされる賠償請求権の範囲から除外するこ

とは本条の趣旨でないと解する。1946年1月14日パリで調印のドイツ賠償に関する連合国間協定も同趣旨。要すれば、その趣旨を明文化されたい。

賠償請求権の発生の終期 降伏後相当期間日本部隊が連合国領域内に残留していた事情もあるので、終期は原則として平和条約実施の日としたい。ただし終戦後貿易・通商によるものなど明らかに戦争に関係のない請求権は除外されるべきである。要すれば、その趣旨を明文化されたい。

賠償請求権 (reparation claims) なる語の意味 上述の始期と終期との間には長い年月がありその間に種々雑多な請求権が発生している。賠償請求権なる語は広狭いすれも解しうるが、日本の賠償支払能力を考慮して日本の在外資産を限度として賠償を充足させようとする米国の真意にかんがみて、ここにいう賠償請求権が広義のものであることの明文化を考慮されたい。上述パリ協定の用語 claims arising out of war のごときは参考になるであろう。

#### (四) 戰前の金銭債務について。

草案は、戦前の金銭債務について規定するところがない。従来の国際慣行は、戦争状態の存在は交戦者間の戦前債務に影響を及ぼさないとする。事態を明確にする意味でイタリア平和条約第 81 条に準ずる規定を置くのが適当であろう

と、のべ、

第 4 に、「第 6 章第 15 条（在日連合国財産）」について、戦争損害をうけた在日連合国財産にたいする補償は国内法にしたがつて行われることになつてゐるが、この国内法に 2 月 8 日付の仮覚書の第 1 付属書(2(a))にあるとおり “Compensation would not be made to persons whose activities and property were not subjected to special Japanese wartime restrictions applicable to Allied nationals generally” という趣旨を規定したい。他の連合国民から異議ができるかもしれない、それを抑えるため、上記の趣旨を条約に明文化することを考慮ありたい—  
とのべ、

第 5 に、「割譲地域に関する経済的および財政的事項」について、イタリア平和条約第 14 付属書のように割譲地域における経済・財政事項に関する原則的な規定を設けられたい。割譲地域にある日本の公私財産の膨大な量および価値、しかもそれが草案第 6 章第 14 条によつて新所属國の処分に一任されることになつてゐるのにかんがみ、いか

なる名のもともに日本政府および国民にたいしてこれ以上支払を追求されることなく割譲地の内部かぎりで終局的に処理されるよう以前に要請をだしてある。草案第 14 条第 1 頃(4)からみると、日本所在財産にたいする権利・権原・利益・金銭債権などに関する書類が割譲地にあるという理由で当該在日財産にたいし追求しえないことは、明らかである。3月23日の米側回答が「…提案された条約は、日本における財産にたいする相続の権利を与えるとは考へない」といつているのも、この意味であろう。しかし、この規定のみでは割譲地に関する経済・財政事項のすべてを処理する方針として不充分である—  
とのべている。

1951年4月14日の会談準備書類「平和条約案について」は、付録 31 に収めてある。

3 16 日秘書官を通じて総理にとどけ 17 日午前次官と大磯にいつて総理に説明した資料は、上記のように、16 日書きあげた「総理ダレス会談資料」と前項で説明した 14 日の会談準備書類「平和条約案について」と日米協定案について今一度先方に申しれておきたいことをまとめた「日米協定案の性質について」の 3 文書と別に条約局法規課で作成した「平和条約調印の全権委員について」(4月16 日付)があつた。

「総理ダレス会談資料」は、(1)合衆国の極東政策、(2)対日平和条約、(3)経済協力、(4)占領改革、(5)平和条約の調印者、(6)平和条約の調印の場所の 6 項目をとりあげ、下記の趣旨をのべている。

#### 1 合衆国の極東政策

マ元帥交替に際し合衆国政府が直ちに対日政策に変更なく既定方針にしたがつて対日講和を推進すべき旨を通達され、また、14 日 リッジウェイ新総司令官も声明中に同趣旨をのべられたことを多とする。

にもかかわらず、日本人の一部は、マ元帥交替は合衆国の外交政策の根本が欧州第 1 主義であることを端的に物語るものとして、不安をいたづらにいたつた。

合衆国政府が通告と声明に盛られているところを、今後、強力に実施して日本人の不安を一掃されるようにしたい。また、機会あるごとに欧州問題にたいすると同じく

極東問題に深い関心を有することを表示されることが極東全体の合衆国にたいする期待と信頼をつないでいくうえに必要である。

### 2 対日平和条約

先般提示された条約案のラインにそ�て1日も早く結実することを熱望する。条約案作成にあたり合衆国が連合国にたいすると同様その意向をつたえ、また、こちらの意見を徵される好意を深謝する。

日本政府は、平和条約の締結によつて自主独立の國となり自由陣営の一員として連合国とくに合衆国と政治的・経済的・文化的に強力に提携していく所存である。

(イ) 平和条約案については、現在日本人の関心の中心となつてゐる信託統治について合衆国が施政を行われる際、従来問題の諸島と本土との間に存在した社会・経済・文化の関係を破壊しないよう配慮ありたい。

(ロ) 日米協定案については、協定案の原則には賛成であつて、事務当局から提出している意見は、ただ、協定実施の場合わが実施機関と駐屯軍当局の間に円満な協力が行われるようにするため、ならびに、国会方面で関心を示している諸点を支障なければ協定で明らかにするためである。事務当局間の話しあいで諒解がつくことを信ずる。

(ハ) 日米協定は暫定協定であつていつかはつくられねばならない恒久的な安全保障取極としてのいわゆる太平洋条約については、合衆国の意向は「機いまだ熟せず」というにあると了解するが、日本政府としては、この問題は平和条約が実施され日本が連合国によつて恒久的な安全保障取極の当事国となる資格があると認められるようになつた場合はじめて現実問題として考慮すべきものと考える。

比・濠・新の意向、極東における東西対立の今後の発展、ソ連・中共ぬきの対日平和条約成立の場合ソ連・中共の反応いかん。

### 3 経 济 協 力

日本が自力で自分の経済の整備と強化に万全をつくすのが前提であつて、民間の「経済援助」の叫びには反対である。自力ではどうにもならぬところを米国の援助で補いたい。合衆国でもひろい意味での米国経済のうちに包摂された日本経済というものを考えて日本に力をかしてもらいたい。経済の各分野で具体的な結論をうるにつれ実行にうつすべく総司令部を通じて連絡し、今後よいよ推進していきたい。

( 62 )

### 4 占 領 改 革

前回の会談で希望をのべた。当方の所見をマ元帥にさしだし写しを貴方にとどけるよう打ちあわせてあつたが、貴使滞日中その運びにいたらなかつた。貴使離日後マ元帥に数回素志をのべ元帥から書きものでだすよういわれた。事務当局によく研究させ案ができあがつたときマ元帥交替となつた。できた案をさしあげるから、それで自分の考えを承知されたい。

### 5 平和条約の調印者

条約の署名がワシントンで行われるような場合には政府首班として東京を留守にしにくい事情にあり、さらに、わが外交界の長老・前総理・衆議院議長そして講和問題の超党派的処理に心胆をくだかれた幣原喜重郎氏がおられたので、同氏に全権をお願いするのが一番適当と考えた。そういうところから自分が全権を忌避しているように貴方で思われたのではないか。幣原先輩が物故された現在、自分の心境は事情さえ許せば自ら署名し責任を明らかにする心構でいる。

### 6 平和条約調印の場所

合衆国の決定にまつ。在京の米国関係筋は東京をリコンメンドされたように聞いてゐる。東京をえらばれる場合には日本政府はできるかぎりの協力をいたすこと申すまでもない。

「日米協定案の性格について」は、

まず、第1次会談その後の意見交換によつて「日本は兵力を有しないからヴァンデンバーグ決議第3項にいう「自助と相互援助にもとづく…集団的取極」の当事国たりえない。日本が自助および相互援助をなしうるようになるまでは、合衆国は一方的に日本の安全を保障するコミットメントに類することはなしえない。したがつて日本は国連憲章第51条に予定された本格的な集団的自衛取極の当事者たりえない」という合衆国政府の見解を諒解したといつたあと、

協定案の表題が「…国連憲章第51条の規定にしたがい作成された…集団的自衛のための…協定」となつてゐること、ならびに、1950年12月28日付の國務省の対ソ覚書の4が「…日本が合衆国および他の国とともに国連憲章とくに第51条に予定された個別的および集団的自衛のための取極に参加することを妥当ならしめる。これらの取

( 63 )

極は合衆国および他の国の軍隊を日本に駐屯させる規定をふくみうる」とのべていることを指摘し、これからみれば本協定は、実質的には、日本地区の安全にたいする脅威はひとしく米国の安全にたいする脅威であるという客観的な事実にもとづいて両国間に集団的自衛関係が当然に存在するとの考え方を背景とするものと解釈せざるをえないではないかといい。

ところで、現状のままの協定案では

- (イ) 合衆国が日本に軍隊を駐屯さすのはもつばら日本の要請によるもので国連憲章の条項とは関係ないものか
  - (ロ) かりに、日本にたいする武力攻撃が発生した場合、在日米国軍隊のとる軍事行動は日本の自衛権の行使としてなされると説明すべきか、それとも同時に合衆国の固有の自衛権の発動の性質も有すると説明すべきか
  - (ハ) かりに日本地区における合衆国の支配下にある地点（たとえば沖縄）にたいする武力攻撃が発生したときは、在日米国軍隊は軍事行動をとることとなり日本は、当然、米軍の作戦基地としてこれに協力することになる。この日本の相互援助的な行動は、いかに限られたものであつても、日本の集団的自衛権の発動と説明するほかないのではないかあるまいか

という当然起る疑問に回答を与える根拠となるような文言が見当らないといい

イスランドのような非武装国もNATOの当事国となつてゐる。ある国がさしあたり武力による相互援助をなしえない事実は、その国について合衆国がヴァンデンバーグ決議第4項の趣旨によつて条約上の義務とならない形で「合衆国の国家的安全に影響する武力攻撃が生じた場合に第51条にもとづく個別的または集団的自衛権を行使する決定を表明することによつて平和の維持に寄与する」ことを行われることを妨げるものではあるまいとこちらの考え方を説明し、

結びに「上述の次第を考慮されて、前文の第5項のワーディングについて、また、それを再考される余地がないとすれば、この協定のタイトルについて再考する必要がある」としている。

この文書は、4月4日安藤・後宮・藤崎・西村の4人で研究して原案をつくり、5日午前再度検討を重ねて作りあげたものである。

「平和条約調印の全権委員について」は、憲法第73条3号で条約締結権は内閣に帰属しているから条約のなかで最も重要な平和条約の調印者は内閣の一員たることが適當である。外国では国会議員が条約調印の全権委員となる例がある。わが国でも、法務省および国会事務当局の見解は、国会法第39条によつて国会の議決があれば議員も全権委員になれるとする。条約締結には国会の承認が必要であるから、議員が調印者になることは国会の承認を容易にするため、また、民選議員を条約締結に参加させる見地からも、政治的に意義がある。ただ平和条約のような重要な条約の場合には締結権の所在と責任を明らかにするため少くとも首席全権は内閣の一員たることが憲法上望ましい一と憲法論から総理の出馬を説いたものである。

17日午前、総理は説明を聞かれ事務当局の取りあげた諸点を了承された。ただ「日米協定案の性格について」という表題についてタイトルを再考するよう指示された。

「総理・ダレス会談資料」は、付録32

「日米協定案の性格について」は、付録 3 3

「平和条約調印の全権委員について」は、付録 34

に収めてある。

## 第 2 ダレス使節団の着京

ダレス特使一行（特使のほかにダレス夫人、ジョンソン国防省次官補、バブコック大佐、フィアリーおよび秘書オディル夫人）は、4月16日午後羽田空港についた。

空港には リッジウェイ総司令官、シーボルト大使のほか、わが方から岡崎官房長官夫  
妻、一万田日銀総裁、井口次官夫妻、白洲次郎氏らが出迎えた。

特使は、空港で、つぎのような談話を発表した。

「今日はマックアーサー元帥が東京を出発した日だから日本国民が元帥のことのみを考えるのはもつともである。したがつてわたくしはさしあたつて声明を発表することをさしひかえる。けれども日本国民は数時間前にわたくしが無電で元帥と忘れるとのできない会談を行つたことを知る資格がある。東京時間の正午ころマ元帥の飛行機とわれわれの飛行機がすれちがつた。そしてわれわれは心のなかでもつとも深く思つていることすなわち対日講和について話した。わたくしはマ元帥に今度の使命が超

党派的支持をうけており、元帥とわたくしとがさきに意見の一一致をみた諸政策を堅持し、わたくしとしては今後も元帥の助言と支持とを個人的に必要としていることを説明した。これに答えてマ元帥は、どんな障害が起ろうとも公正な対日講和を一日も早く完成するために努力をつづけるようわたくしをはげました。元帥はわたくしが元帥の与える援助を全く当てにできることを保証した。わたくしは、この保証はわれわれの決意実現に力をそえるものであると答えた。マ元帥とのこの会談は本使節団の今回の日本訪問の開幕にふさわしいものであり成功のよき兆であると考える」

### 第 3 ダレス特使の声明

ダレス特使は、着京即日、リッジウェイ総司令官と会談した。そして、翌17日、総司令部発表として要旨つきのような声明を発表した。

「高貴にして精力的なマ元帥のもとに過去5年間連合国占領下にあつて日本の民主的改革は遂行された。今や日本人が降伏条件を忠実に守ったことが認められ、日本を平等な自由国家群の一員として迎えようとする早期かつ公正な平和条約締結のための手段がすすめられている。

マ元帥の偉大な功績にたいして米日両国民がともに元帥に敬意を表することは、当然である。元帥と一体をなすこれらの政策は、今後も米国の政策となることに変りはない。後任として選ばれたリッジウェイ中将の人物についても日本人は安心されてよい。

トルーマン大統領は、平和条約をすみやかに締結しようと専念努力する米国の決意を再確認した。日本人は、これを信じて可なりである。これは、また、政党のいかんを問わず米国指導者の決意でもある。

わたくしは、前回訪問の際、米国政府の名において「国連憲章にもとづく国家相互の義務を果すため米国の防衛力を他の諸国の防衛力と結合する用意がある。かくすれば、われわれを防衛する力は他国をも防衛することになろう」とのべた。この提案は、米国のゆるぎない決意と巨大な力によつて支持され、なお生きている。

われわれは、新最高司令官および日本首脳部と過去2箇月間になされた進歩と今後の日程について検討するだろう」

この声明にたいし、わが国内では、今回の会談では安全保障の具体策が焦点となろう

と推測し各政党も談話を発表してその見解ないし希望を表明した。たとえば、

自由党佐藤（栄作）幹事長は、「ダレス大使を3度迎えて米国の対日講和にたいする基本の方針の変わつていないことを再確認することができたことは力づよいかけりである。大使の声明によれば赤色共産主義にたいする米国の決然たる態度は堅持されており、われわれとしてもこの態度で講和条約が締結されることを期待する」と満足の意を表し、

社会党勝間田外交委員会主査は、「ダレス大使の講和締結にたいする熱烈な努力にたいしては感謝する。しかしマ元帥の解任を中心としてアジアやヨーロッパの諸国にはアジア問題を平和的な方法で解決していくとの機運がでてきていると思うので、対日講和をせまく固めてしまうよりはなるべくアジアやヨーロッパの意向をいれて平和日本としての地位を認めるような全面講和ができるよう努めてもらいたい」と全面講和のための努力を要望し、

民主党苦米地最高委員長は、「アメリカでは講和にたいする意見は超党派的に処理されているといわれるが、日本では各党の意見はいまだ一致していない。このときにダレス氏が来訪して講和にたいする日本人の気持を総合的に聴取されることは、非常に当をえたことといえよう。われわれもダレス氏と会見の機会が与えられると思うから、その際じゅうぶんに意見をのべたい」とした。

ダレス特使の声明はかなり長文である。全文は、付録35に収めてある。

### 第 4 4月18日午前の総理・リッジウェイ・ダレス3者会談

17日夕刻総理は、リ新最高司令官を総司令部に訪問し挨拶された。

そして、翌18日午前11時から正午まで総司令部でリッジウェイ・ダレス・総理の3者会談が行われた。

会談の内容は、つぎのとおりである。

まず、ダレス特使から、平和条約に関する米国政府の政策はマ元帥の解任によりなんらの変更もなく、また、平和条約の内容も前回訪日際日本に示した大綱に変更ない。あるいは他の連合国にたいして若干の譲歩をよぎなくされるかもしれないが、大した変りはない故安心ありたいとのべ、つづいて、前回の訪日後日本でなにか新事態の発生はなかつたか、と尋ねた。

総理から、かりに変化があるとするならば、なるべくすみやかに多数の国との間に平和条約を締結すべきであるとの自覚が国民一般に浸透してきたこと、すなわち、政府の対外政策がいよいよ国民一般の支持をかちえて今や全面講和や永世中立の実現の困難なことがよく理解されてきたことである、と答えた。

ダレス特使から、23日工業クラブで演説をする予定であるが日本側でとくに取りあげてほしいと思う点はないかとただし、総理は全面講和と永世中立の非現実性を説いてほしいと答えた。ついで、リ最高司令官の発言で、談は日本における共産党問題に移り、総理から政府としては共産党にたいする国民の認識が明瞭になつてきている今日共産党を非合法化すべき段階にきてると考える。マ元帥は講和条約を待つたがいいのではないかとの意見であつたが、自分の判断では2年前まで積極的だった共産党は元帥の強硬政策の結果表面上消極的に転じているが平和条約が締結され米軍の威圧が減ればいつ再び破壊的政策に転ずるかわからない。むしろ占領期間中に非合法化するのが適当と信ずる旨をのべ、その間、ダレス特使は終始うなづいていた。

総理から、さらに、日本は無条件降伏した。日本は無条件と同時に男らしく降伏したつもりである。ダブルゲームはやらない。この点マ元帥も認められた。元帥にはしばしば会見して時には不愉快な申し入れもやつてきた。今後も新総司令官に申しいれいたすであろう、と付言し、ダレス・リッジウェイの兩人咲笑した。

ここで、さつそく、本日は占領改革について申しあげたいといつて総理から占領中の諸改革のなかには現在の情勢に適合しないものがある。また、日本の風俗習慣に適しないものがある。これらについては占領期間中に改正するのが適当である旨前回来訪の節ダレス特使に申しいれ、その後マ元帥からも原則的賛成を取りつけ、事務的に検討のうえ元帥に要望書を提出する段取りとなつていて今回の交替となつて元帥に提出する機会を失した。今日新総司令官にたいしダレス特使のフル・ノレッジのもとに提出いたすしたいである、とのべ用意してあつた占領改革に関する要望書を提出した。

最後に、国内治安問題に関連して、現在警察の機能はどうであるか、とのり総司令官の質問にたいし、総理は、一旦有事の際大丈夫と断言できるかどうか確信はないが、警察予備隊は一応健在と思うと答えた。

4月18日の総理・リッジウェイ・ダレス3者会談の記録は、付録36に収めてある。

## 第 5 占領改革に関する要望書

4月18日の総理・リッジウェイ・ダレス3者会談の席上、総理からリ最高司令官に手交された占領改革に関する要望書は、その後19日ウイロビー少将に、また、20日シーボルト大使にその写しがとどけられた。

要望書の内容は、付録29に収めてある3月20日の内閣官房長官・法制意見長官・条約局長3者の協同作業による占領改革に関する要請案と同じ。相違するところは、(1)カヴァリングノートの1項に「もちろん、わたくしの政府は民主政府の根本を変更しようとするものではありません。提案された措置はむしろ現在の法令をわが国の現状に適合させることによりまして民主主義をより確固たるものとしようとして意図されたものであります」の文言をくわえたこと、および、要請案では「別紙」になつていて「行政組織の改正」を1、法律、2、ポツダム命令のつぎに3、行政組織の改正として取りいれたことの2点にすぎない。

4月18日最高司令官に手交された占領改革に関する要望書（英文）は、付録37に収めてある。

## 第 6 4月18日午後の総理ダレス会談

総理は、同じく4月18日の午後三井本館でダレス特使と会談された。

先方からジョンソン・バブコック・フィアリー・シーボルト大使

当方から井口・西村

が列席した。

会談は、平和条約交渉の進展ぶり全般と、特殊事項の双方にわたり広汎な話しあいが行われた。

まず、特使からつぎのような話があつた。

1 前回の東京会談後比・豪・新西蘭を訪問して帰華した。

比では、政府・議会の指導層にたいし日本から賠償をとることの困難性をドイツ賠償の例をとつて説明した。相当かれらの理解をえたと思う。ただし、かれらがなんらかの形で賠償をうけるべき政治的理由をもつてゐることは諒とすべきであろ

う。比人の理性は納得さしてもエモーショナル・コンディションは変りにくい。  
豪では、新西蘭代表もくわえて会談した。ヴェルサイユ条約の例をとつて平和条約に軍備制限条項を設けることの不可なることを説いた。かれらは諒解したようだ。しかし一般豪洲人にとり共産主義の脅威ははるかなもので切実感がうすく却つて前の戦争の記憶が鮮かであつて対日恐怖はなかなかぬけきらないものがあることを認めねばならぬ。両国にたいする侵略があつた場合米国が両国を援助するといった安全保障上の了解について両国首相と議論した。目下案文交渉中。華府出発前、ほとんど完成に近づいていた。近く行われる総選挙で政府党が敗れれば平和問題に大きく影響する。選挙の結果に关心をもつ。(注)

(注)

ダレス特使の予言したように、18日、ワシントンでトルーマン大統領は、太平洋地域における安全保障体制の確立のため、米国政府は他の太平洋諸国と協力してつきのような施策をすすめていることを公表し、米・オーストラリア・ニュー・ジーランド3国安全保障取極の考案を明らかにした。

- (イ) 日本政府と平和条約締結後の安全保障に関する取極を要望する日本政府の希望の実現について検討している。これにともない米国軍隊が暫定的に日本およびその周辺に駐留することになるかもしれない。
- (ロ) 米国軍隊を琉球諸島とくに沖縄に駐在させておる。その継続を期待する。
- (ハ) フィリピンでは、協定によつて、ある種の軍事的権利と便宜とを供与されている。フィリピンにたいする武力攻撃は米国自身の平和と安全を脅かすものとして米国によつて阻止される。
- (ニ) オーストラリアとニュー・ジーランドは、対日平和関係確立に關連して、国連憲章第51条・第52条の規定にしたがつて米国との間に取極を行うことを提案した。これは、3国の中いずれかの1国が武力攻撃をうけた場合他の2国はそれぞれの法的手続にしたがつて共通の危険に対処するため行動することを明らかにし、かつ、継続的・効果的な自衛と相互援助の基礎のうえに立つて安全保障を強化するための協議を行おうとするものである。

( 70 )

新西蘭では、超党派外交が行われている。野党ナイス首領にも会つた。ここではあまり問題はない。

2. 帰華後条約案を作成した。大綱はロスアンゼルスの演説でのべた。条約案を各国に交付すると、洩れる心配があるのであらかじめわれわれの方で要旨を公表したのである。案の定テキストは素破抜かれた。条約案は國務・国防・司法・財務などの関係省すべての意見をとりまとめてつくつた。条約案は15国に交付した。意見の回示を求めている。

3. ソ連とは、帰華後話しあい再開のためマリックと会見しようと試みたが、かれはモスクワに請訓し回訓にしたがい話しあい打ち切りを声明した。でも、条約案はソ連大使にも送付しておいた。ソ連は、なお、対日平和は4大国間でまず話しあうべきだと主張しているようである。

4. 英国は、最近、その条約案を提出した。昨日、内々お見せしたものだ。詳しい内容のものである。日本の意見をだしてほしい。英国との話しあいに際し有益な資料となる。英國の使節団が来週華府にくるはずだからこの会談の資料になる。

英國案には日本の経済活動にたいする制限がない。船舶についても規定がない。英國大使は、今回の条約案にはこれらの事項について規定がないが、それは主張を放棄したのではない。英國はその立場を保留するといつた。

英國は、中共問題を提起した。台灣の地位の問題も提起した。英國はこれらの問題をどうしようというのか。真剣に考えているのか。中共にたいする単なる政治的ゼスチューーなのか。自分には解らない。帰華後英國にいくつもりだ。それまでは解るまい。

5. 自分は、日本の政府と国民の要望に応えて、条約締結に努力する。すでに多くの困難を克服した。残る困難も克服する。米国の政府と国民は眞の平和を確立するため邁進する。人はかわつても、この決意はかわらぬ。

以上で一般的な話は終わり、ついで特殊事項について下記のような話があつた。

#### 1. フィリピン賠償問題

イタリア平和条約にあるような生産物賠償は日本と米国の経済にそう悪影響はあるまい。(イタリアは、ソ連・アルバニア・エティオピア・ギリシャ・ユーゴーなどにたいし生産物賠償の義務を負つている。そのうちギリシャにたいしてはうまくい

( 71 )

つていると承知する)。日本がこのような賠償をする可能性があるかどうかを考えてほしい。これは(イ)日本のエコノミックバーゼンにならないで行いうる可能性があり、(ロ)日本の対比ゼスチュアとして、また、日比通商の再開に貢献し、そして(ハ)平和条約の締結を容易にするからである。

#### 2. 在日連合国財産補償問題

在日連合国財産補償に関する詳細な規定を条約のなかに設けるのは多額の請求権をもつ英・米にはいいけれども、その他の賠償をつよく要求している諸国から日本は賠償支払能力なしといいながらある連合国には補償金を払っているではないかとの攻撃を招来する必配がある。一国の対内支払能力と対外支払能力はちごうものであることとは一般大衆に解りにくい。日本の国内法に一任する米国提案に英國が同意するかどうか解らない。英米の話しあいの結果が明らかになるまで日本側の立法準備は手控えにしておいていい。

#### 3. 日米協定の追加文書（国連軍協力）の修正問題

この文書にある(イ)「国連軍」は正確でないから「国際連合諸国の軍隊」と改め、また、(ロ)地域が「朝鮮」に限定されているところ、この限定を削除したい。将来不測の事態に対応するため朝鮮以外の地域における作戦も予見しておくがいいからである。日本に反対されると困る。

#### 4. 会議再催地の問題

場所について総理になにかお考えでもおありかと特使問い合わせ、総理別にないと答えられる。

東京とする場合どうだろう。屈辱とはとられまいか、と先方問い合わせ、総理そろは思うまい。ワシントンが会議地になれば自分は内政にたいする責任から行けない。佐藤参議院議長にお願いするつもりでいる。東京で開催されるなら自分が全権として署名する、と答えられる。

強力な責任を負える立派な代表をだされたい。ヴェルサイユ会議のドイツ代表のように名もない風ぼうも珍妙なものをだして笑われないようにされたい、とかれ、いつてヴェルサイユの思い出話を笑う。

#### 5. 行政協定の修正問題

行政協定にたいする日本の意見ないし要請については、関係者が多くてまだ華府

で結論がでていない。でしだい連絡する、とジョンソンのべ、

英國その他の国における経験に照らして米国側からも修正をもちだすかもしれない、とダレスいう。

#### 6. 行政協定の公表問題

行政協定は公表しない。行政協定があることと大体どんなものであるかくらいを説明するにとどめたい。(ダレス・ジョンソンふたりでこの趣旨をいう)。

最後に、総理から特使の話にたいし謝意を表し、研究したうえにかいうことがあれば連絡しよう。自分は 21 日大阪に遊説にいくとのべ、特使は自分たちは 23 日夕方出発して帰国する。23 日朝もう一度お会いすることにしようと答え、会談を終了した。

当時作成の会談記録は、付録 38 に収めてある。

また、4 月 18 日のトルーマン大統領の声明の原文は、付録 39 に収めてある。

#### 第 7 英国案の内示およびわが方意見の開陳

1 17 日午前、井口・西村が大磯で総理に会談資料の説明をしていたとき、本省から電話で外交局から午後 4 時に次官と西村の来訪を求めてきている旨連絡があつた。兩人は、間にあうよう東京に帰えり、求めの時刻に外交局に出頭した。

すると、フィアリーは部厚な英國の対日平和条約案を示し、

「ここに最近英國が提出した平和条約案がある。詳細な技術的規定をふくむ大部のものである。対イタリア平和条約をモデルにしたものである。この条約案を通読して、よく考えたうえ、意見をだしてほしい。日本側の意見は、米英会談にあたつて資料として活用したい。米国は、もちろん、米国案を堅持する。しかし、英國案のうち米国案と同趣旨で日本側に異議のないようなものは、米英会談を円満に進行させるために、採用していいかとも思う。」

英國案は機密である。米国政府は、これを日本政府に提示する地位にない。英國案の内示をうけたことは、絶対に秘密にされたい」

といった。

兩人は、約 1 時間を費やして条約を通読してメモをとった。

2 英国案は、10 章 40 条・付属書 5 から成る。概言するとイタリア平和条約と同型・戦勝国の戦敗国にたいする平和条約であつた。

詳細は、付録 40 に収めた 1951 年 4 月 17 日作成の「英國の対日平和条約案」にあるとおりである。

要約すると：

#### 前 文

日本は軍国主義政権のもとにドイツおよびイタリアと 3 国協定の当事国となり侵略戦争を企て、それによつて連合国と戦争状態をひきおこし、その戦争について責任を分担していること、ならびに、連合国の勝利の結果日本の軍国主義政権は崩壊し、ポツダム宣言にしたがつて無条件降伏し降伏文書に署名したことをのべ、さらに

日本は戦争の結果たる懸案の諸案件を解決し、世界人権宣言の原則を受諾し適用するをえしめ、連合国との友好関係の基礎となるような平和条約の締結を希望する旨をのべ、

よつて連合国と日本は戦争状態の終結に合意してここにつぎのような平和条約を締結する一

とする。

#### 第 1 章 領 域 条 項

##### 第 1 条

日本の領土として残る地域を東西南北にわたつて緯度・経度で割定する。

南西諸島は北緯 30 度(米案は 29 度)できり、北方では色丹が日本に属する。

##### 第 2 条

朝鮮にたいする主権の放棄

##### 第 3 条

南樺太と千島列島のソ連帰属

##### 第 4 条

台湾と澎湖島の中国(チャイナ)帰属

##### 第 5 条

琉球・小笠原・硫黄諸島の主権放棄と信託統治の承認

##### 第 6 条

旧南洋諸島にたいする米国の信託統治の承認

(74)

#### 第 7 条

南極洋地域にたいする請求権の放棄 将来もかような請求をしないとの約束

#### 第 8 条

第 2 条ないし第 7 条に定められた地域にある公私の財産について一切の請求をなさないとの約束

#### 第 2 章 政 治 条 項

##### 第 1 款 好ましからぬ(アンデザイナブル)政治団体

##### 第 9 条

最高司令官の覚書を引用し極右およびテロリスト・ソサエチーズを日本が解散したことをのべ、その再生を許してはならぬことを定める。(イタリア平和条約第 17 条にあたり、それより詳しい)。

##### 第 2 款 連合国と協力した日本人の保護

##### 第 10 条

戦争中連合国と協力した日本人を迫害してはならぬとする。(イタリア平和条約第 16 条にあたる)。

##### 第 3 款 在中国特殊権益

##### 第 11 条

中国における特殊権益の放棄 放棄される権益を列挙する。(イタリア平和条約第 24 条ないし第 26 条にあたる)。

##### 第 4 款 國 際 条 約

##### 第 12 条

イタリア・ハンガリー・ルーマニア・ブルガリア・フィンランド平和条約の承認

##### 第 13 条

国際連盟の清算の承認(イタリア平和条約第 39 条にあたる)。

##### 第 14 条

1919 年のコンゴー盆地条約にもとづく権利の放棄(イタリア平和条約第 42 条にあたり、イタリアの場合より酷)。

(75)

## 第 15 条

1923 年ローザンヌ条約第 16 条による権利の放棄 (イタリア平和条約

第 43 条にあたる)。

## 第 16 条

1936 年のモントルー条約により海峡について有する権利の放棄

## 第 17 条

1936 年の国際決済銀行に関する条約によつて有する権利の放棄

## 第 18 条

平和条約後も有効である国際条約の列挙

## 第 19 条

平和条約後日本が参加しなければならぬ国際条約の列挙

## 第 5 款 2 国間条約

## 第 20 条

非政治的な 2 国間条約は、連合国が平和条約実施後 1 年間に日本に通告すれば、通告後 3 ヶ月で効力を回復する (イタリア平和条約第 44 条にあたる)。

## 第 3 章 戦 犯

## 第 21 条

米条約案第 12 項に同じ。

## 第 4 章 占 領 の 終 了

## 第 22 条

平和条約実施後 90 日内における占領軍の撤退 ただし 2 国間または多数国間の条約によつて軍隊が残留するようになる場合はこのかぎりでない。撤退の際残つている微発物資または未使用の資金の日本への返還 (イタリア平和条約第 73 条にあたる)。

## 第 5 章 戦争から生じた請求権

## 第 1 款 賠 償

## 第 23 条

すでに引渡された施設賠償をもつて打ちきる。ただし連合国によつて差し押さえられている日本の地金・宝石類は米・英・中国 (ここでは中共政府と書かれ

(76)

ている)・ソ連に引き渡され 4 国間協定にしたがつて分配される。

## 第 2 款 連合国財産の返還

## 第 24 条

1943 年 1 月 5 日の連合国宣言の原則にしたがつて処理する。 (イタリア平和条約第 75 条にあたる)。

## 第 3 款 日本の請求権の放棄

## 第 25 条

直接戦争から生じたか、または、1939 年 9 月 1 日以後ヨーロッパにおける戦争状態の存在によつて連合国がとつた行動から生じた日本の連合国にたいする請求権の放棄 (イタリア平和条約第 76 条にあたる)。ただし、日本の場合には放棄される請求権の列挙のうちに「日本捕虜のした仕事または役務についての請求権」と「捕虜についての請求権または債権」一連合国捕虜の給養費が主なものであらう一がくわえられている)。

## 第 6 章 貢産・権利・利益

## 第 1 款 在日連合国財産

## 第 26 条

開戦の日に日本に在つた連合国および連合国人の財産の返還 (イタリア平和条約第 78 条にあたる)。ただし、イタリアの場合 % の補償が日本の場合は 100% となつてゐる)。

## 第 2 款 在連合国日本財産

## 第 27 条

連合国領域内にある日本国および日本人の財産の連合国による差押・留置・清算 (イタリア平和条約第 79 条にあたる)。ただし、本条による処分を免除される財産の列挙のうちに「大公使館財産」と「宗教または慈善団体の財産」が挙げてない)。

## 第 3 款 中立国および旧敵国 (オーストリアをふくむ) に在る日本財産

## 第 28 条

中立国および旧敵国に在る日本財産の特定連合国による取得 (スイス・スエーデン・ポルトガル・アフガニスタン・タイ・ドイツ・イタリア・オースト

(77)

リアなどにつきそれぞれ 1 または数箇の連合国を指定しかれらに当該国にある日本の財産を与える。ただし、スイス法貨は戦争中日本に抑留された連合国を捕虜または抑留者にたいする救済を行つた諸政府のために特別に保留される。全く新規な規定)。

## 第 4 款 在日ドイツ財産

## 第 29 条

在日ドイツ財産は連合国の大蔵省財産処理委員会の処分に委せられる。  
(イタリア平和条約第 77 条にあたる)。

## 第 5 款 金 銭 債 務

## 第 30 条

戦争前に存在した債務および契約ならびに取得された権利から生ずる金銭債務は戦争によつて影響されない。(イタリア平和条約第 81 条にあたる)。

## 第 6 款 戦前の請求権

## 第 31 条

戦前に発生した財産の喪失もしくは損害または身体傷害、虐待および死亡についての請求権は連合国人から、または、連合国人に代つて連合国政府から提起されるものは、戦争の故に無効とならないで日本に賠償の責任がある。(イタリア平和条約に例のない全く新規な規定)。

## 第 7 章 一般経済関係

## 第 1 款 一 般 関 係

## 第 32 条

通商航海条約が締結されるまで日本は相互条件のもとに通商航海上の各種事項一詳細に列挙される一について最惠国待遇または内国民待遇または衡平待遇を許す。 (イタリア平和条約第 82 条 1 にあたる)。

## 第 2 款 民 間 航 空

## 第 33 条

航空協定を締結するまで、各連合国に無条件最惠国待遇を与え、または、平和条約実施のとき各連合国が享有している待遇より不利でない待遇を与える。

## 第 3 款 漁 業

## 第 34 条

- (イ) 日本は将来極東水域における漁業について締結される漁業協定に参加する。
- (ロ) 前記の協定の締結されるまで、日本は極東水域における保護漁場(コンサーブド・フィッシング・グラウンド)に出漁しない。

## 第 8 章 紛 争 の 解 決

## 第 35 条

- (イ) 第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条(すなわち債権・財産関係事項)に関する紛争は特別法廷に付託する。
- (ロ) その他の条項に関する紛争で 2箇月内に外交手続で解決されないものは国際司法裁判所に付託する。

## 第 9 章 雜 則

## 第 36 条

## 墳墓に関する規定

## 第 37 条

## 条約用語の定義

## 第 38 条

## 付属書は条約の不可分の一体をなすとの規定

## 第 10 章 最 終 条 項

## 第 1 款 加 入

## 第 39 条

## 加入規定(イタリア平和条約第 88 条にあたる)。

## 第 2 款 実 施

## 第 40 条

米、英、ソ、中、比、パキスタン、インド、インドネシア、セイロン、フランス、オーストラリア、ビルマ、ニュー・ジーランド、オランダの 14 国のうち 7 国(ただし、米、英をふくむ)の批准書寄託のとき実施

## 付 属 書

付属書は 5 つある。

## 第 1 付属書

条約第 1 条に対応する地図

## 第 2 付属書

「一定の種類の財産に関する特別規定」（イタリア平和条約第 15 付属書にあたる）。

## 第 3 付属書

「保険」（イタリア平和条約第 15 付属書にあたる）。

## 第 4 付属書

「捕獲審査所および判決」（イタリア平和条約第 17 付属書にあたる）。

## 第 5 付属書

「契約・時効および流通証券」（イタリア平和条約第 16 付属書にあたる）。

4 月 17 日作成の「英國の対日平和条約案」の末尾には、「付記」として「本条約案には安全保障に関する規定はない。英國で問題にされていると報ぜられる船舶やテキスタイルに関する規定もない。なお、4 月 18 日フェアリーから次官へ英國では安全保障についてその立場を留保していることを連絡してきた」と記してある。

また、英國案の内容については付録 42 に収めてある 4 月 21 日の条約局長・フィアリー隨員会談記録があわせて参考ありたい。

なおまた、田中（弘人）大使（当時連絡局地方課長）の記憶によると、英國案の存在を知った同くんが日頃じつこんのフィアリー隨員に英國案を見せてくれよと申いれたところ、夜帝国ホテルにくれば見せてやるとのことであつたが折りあしく風邪で熱をだしていたので代りをやるから見せてもらいたいと頼み、結局安藤くんと他に 1 人がホテルについて条約案を見せてもらった経緯がある。何日の夜であつたか大使ははつきり思ひだせないとことであるが、前後の事情から推して 17 日の夜と思われる（西村追記）。

3 英国の条約案は、親英そして知英の人・吉田総理にとつてひとつの衝撃であつた。総理の英國案にたいする反応ははげしいものであつた。総理の手許に原稿のままさしあげて閲覧をこうた「英國の対日平和条約案」を、今、ひるがえしてみると、冒頭欄外に

## 「米国案の可なる理由

Dulles 氏の考の如く「対戦敗者主義」はヒットラーを生ぜしめたる過去の歴史によるに平和を永遠ならしむる所以に非らず まして日本人の性格に考へ唯々右系左系の極端論者の抬頭を誘起する以外何等の益無し」

と記入され、第 1 条（領土）の欄外に

「領土国境ハ万世不エキに非らず斯る地図を残すハ徒らに感情をシ激するのみ」

と記入され、第 9 条（極右およびテロリスト団体の再生禁止）の欄外に

「極右等取締るは勿論なるが斯る党派を生せしむる原因を排除する（に）努めされば取締丈けにて妨止は不可能ダレス氏の言の如し」

と記入され、第 10 条（連合国と協力した日本人）の欄外に

「斯る事実を見ず條約中に書けば斯る事実の存在を立証することとなる」

と記入され、第 17 条（国際決済銀行）の欄外に

「如何なる権利ありや」

と記入され、第 26 条（在日連合国財産）の欄外に

「数額取調参考までに我方の計算をダ氏へ送付 正直な計算が大事なり」

と記入され、第 28 条（在中立国日本財産）の欄外に

「余りケチな措置ならずや且つ長く対敵感情をのこす」

と記入され、第 34 条（漁業）の欄外に

「保ゴ漁場の意味如何」

と記入され、第 40 条（実施）の欄外に

「前同様形式的に過ぎ実益ナキノミナラズ国民感情を尊重せざるは平和の永続を期し難し」

と記入しておられる。総理の気持がよく解かる。

4 18 日夜、安藤・藤崎・三宅・高橋・後宮・西村は共同して英國案を検討しわが方の意見を「英國の対日平和条約案について」と題する文書にとりまとめた。

この文書は、「全般的な意見」と「個別的な意見」の 2 部から成り、「全般的な意見」として

「英國案は、無条件降伏した敵国にたいする戦勝国との平和条約であつて、必ず日本国民全体に深い失望感をあたえせつかく米国案によつて喚起された連合国と相携え國

際の平和と安全の維持に寄与しようとの意欲をスパイクするであろう。

条約案はイタリア平和条約の条項を踏襲しているけれども、日本はイタリアと異り、終戦後すでに 6 年近くの年月が経過し、その間、占領管理のもとで戦争に起因する諸案件は処理され、非軍事化・民主化は確立されているので、条約案の条項のうちにはもはや必要のないもの、または、詳細に規定する必要のないものが少くない。

米国案が望ましい。あくまで既定方針どおり米案の実現に努力されたい」という趣旨を明らかにし、「個別的意見」では「原則として、すべて米国案が採用されることを希望するので、ここには英國案のうち、日本からみて、米国案にも採用されたがいいかと思われる数点を掲記するにとどめた」といつて英國案のうち採用を希望する条項を掲記した。もつとも、その前に「英國案の前文・第 9 条（好ましからざる政治団体）・第 10 条（連合国と協力した日本人の保護）・第 14 条（コンゴー条約）・第 23 条（地金・宝石類）・第 28 条（在中立国および旧敵国日本財産）・第 31 条（戦前の請求権）・第 34 条第 2 項（漁業）・第 40 条（実施）の諸条項は、日本にとって、まことに望ましくない規定である」と断つている。

英國案の条項のうち採用方を希望したものは、

#### 第 1 章 領域条項

色丹島が日本の領域に属することを明記した点

#### 第 4 章 占領の終了

#### 第 6 章（財産・権利および利益）の第 5 款（金銭債務）

である。

また、付属書について、「とくに反対する理由はないが、これらのうちには占領管理のもと指令にもとづいて実施された部分もあり、また、平和条約実施後問題が起ればその際国際慣行上の準則にのつとり、または、外交交渉によって処理できよう。平和条約はなるだけ簡潔な文書にしてほしい」と述べている。

5 19 日朝、目黒官邸で上記の作業を読んだ白洲氏一総理から「英國の対日平和条約案」をみせられた親英・知英の人・白洲氏も総理同様英國案にたいしいきどおりに近いものを感じていたらしい一は、「全般的な意見」の第 1 節の「かような条約は、必ず、日本国民全体に深い失望感をもたらし」のつぎに「他日のダレス氏の総理にたいする話のごとくヴェルサイユ条約の経験をくりかえすことになり」の 1 句をくわえ、また、末

尾の 1 文章の「概言すると、米国案が」のつぎの「日本にとって」を削り、「はるかに望ましくあり」のつぎに「現状の事態に即応し」をくわえ、かつ、この 1 文のあとに新たに「米国案が発表され、國民もこの線で条約締結になることを期待していることを付加したい」の 1 文を追加した。

「個別的意見」の部では、イントロダクションの「原則として、すべて、米国案が採用されることを希望するので」のつぎに「もしも米国が幾分英國案を採択されるのなら」の 1 句をくわえ、また、第 2 節の英國案の前文・第 9 条等々の諸条項または「日本にとり、まことに望ましくない規定と感ずることを付加しておきたい」の直前に「事實上不必要であつて」の 1 句をくわえた。

6 同じく 19 日午前官邸で総理にわが方意見書案を説明しその意見をたたいた。総理は、白洲氏によつて強められた意見案に満足されず、さらに修文または調子を強めるよう指示された。

すなわち、「全般的な意見」の第 2 節の「また、日本の非軍事化や民主化はすでに確立し」を「また、日本の非軍事化や民主化の基礎はようやく確立し」に訂正し、また「英國案はかかる現実の事態にそぐわない」を「英國案はかかる現実の事態の推進と完成とを妨げるものである」と強め、また、末尾の 1 文「米国案が発表され、國民もこの線で条約締結になることを期待していることを付加したい」を「米国案が衆知となり、國民もよろこんでこの線で条約を締結することを期待していることを付加したい」と改められた。

「個別的意見」では、表題を「各条項にたいする個別的意見」と改め、つぎに、「付属書」に関する陳述の冒頭に「付属書記載の事項については」の文言をくわえられたのであつた。

7 わが方の意見書（英文）は、翌 20 日午後井口次官からシーボルト大使に手交された。

この機会に、17 日午前大磯で総理の承認をえていた「日米協定案の性格について」も次官から大使に手交され、また、4 月 18 日総理・リッジウェイ・ダレス 3 者会談の席上総理から最高司令官に提出された「占領改革に関する要望書」の写しも大使に手交された。

4 月 18 日作成の英國の対日平和条約案にたいするわが方意見書案は、付録 41 に、また、4 月 20 日シーボルト大使に手交されたわが方意見書（英文）およびその和文は、付録 42 に収めてある。

8 上記の意見書については、先方からさらに当方の見解を詳細承知したいこと、および、同時に提出した日米協定の性質に関する意見書についても会談したい旨表示してきた。よつて翌 21 日午前西村・安藤は外交局でシーボルト・ジョンソン・バブコック・フィアリーと日米協定について会談し、その後フィアリーの事務室で高橋・後宮をくわえ 4 人で英國案を検討し各条項の順をおうてわが方の意見を開陳した。見解開陳は零時半に中止し午後 2 時半再開、3 時 30 分に終了した。

4 人から陳述した補足意見は、要約すると

#### 前 文

英条約案中最も不都合な部分である。

#### プレリミナリー・アーティクル

前文と本文第 1 章との中間にプレリミナリー・アーティクルとして連合国と日本との間の戦争状態の終了の規定がある。これは正規の 1 条文としたがいい。

#### 第 1 章 領 土 条 項

英國案の規定振りは、日本国民に領土喪失をつよく印象づけるもので面白くない。付属地図を付けることにも国民感情を考慮して反対である。

一般的に米国案が好ましい。南西諸島について英案の 30 度にたいし米案が 29 度としているのは、もちろん、米案がいい。英案で色丹が日本領として残ることを明記しているのはいい。将来の紛議をさけるため歯舞が日本領として残ることを明示したい。

#### 第 2 条 朝鮮にたいする主権放棄

異存ない。

#### 第 3 条 南樺太と千島のソ連帰属

異議ない。

#### 第 4 条 台湾と澎湖島の中国帰属

異存ない。

米案との規定振りの差について意見を問われ、それは連合国間できめるべき問題であると答えると、台灣が中共の手に落ちると日本は困るだろうという。もちろんそのとおりと答えておいた。

#### 第 5 条 琉球、小笠原、硫黄島にたいする主権の放棄と米国による信託統治の承認

主権放棄にふれない米案が好ましい。（フィアリーは、わが意をえたりというふうにうなづいた。米案のワーディングが無意識的なオミッションではなかつたことを認めえたように思った）。

#### 第 6 条 南洋群島および旧委任統治一般にたいする権利の放棄

異議ない。

#### 第 7 条 南極地方にたいする請求権の放棄

異議ない。

#### 第 8 条 第 2 ~ 7 条に規定する地域にある公私の財産にたいする請求の放棄

衡平の原則上、日本の割譲地域における債務について日本に追求しないことを規定されたい。

#### 第 2 章 政 治 条 項

##### 第 1 款 好ましからぬ政治団体

##### 第 9 条

反対。連合国は極右団体の取締りの面だけにとらわれずかような団体が発生する原因となる状勢の予防に配意すべきである。

##### 第 2 款 連合国と協力した日本人の保護

##### 第 10 条

反対。かような日本人を迫害する意思はない。規定をおくことは国民感情上おもしろくない。

##### 第 3 款 中国における特殊権益

##### 第 11 条

異議ない。

##### 第 4 款 国 際 条 約

##### 第 12 条 すでに締結された今後締結される旧枢軸国との平和条約の承認

異議ない。

第 13 条 国際連盟および常設国際司法裁判所の清算の承認

異議ない。

第 14 条 コンゴー盆地条約にもとづく権利の放棄

イタリアの場合より不利な規定になっている。従来同地域はわが貿易にとって相当重要な地位を占めてきている一統計を示して説明。

第 15 条 ローザンヌ条約第 16 条による権利の放棄

異議ない。

第 16 条 モントルー条約による権利の放棄

異議ない。

第 17 条 国際決済銀行に関する権利の放棄

異議ない。

第 5 款 2 国間条約

第 20 条 非政治的な 2 国間条約の復活

異議ない。フィアリーから「非政治的」というクリティカルな見解について意見を求められ「政治的条約は開戦によって当然失効とみなされるので原案で差しつかえあるまい」と答う。

第 3 章 戦犯

第 21 条

異議ない。

第 4 章 占領の終了

第 22 条

米案には対応条項がない。しかしイタリア平和条約にもあり、また、平和条約後在日敵軍は撤退するであろうから実際上も、この種の規定はあつたがいい。

第 5 章 戦争から生じた請求権

第 1 款 賠償

第 23 条

a 連合国が差押えている日本の地金・宝石類は返還されたい。将来国際通貨基金への加入金、講和後発生する諸財政支出の見返り、正貨準備等に充当するなどのため、日本にとって不可欠である。南満州における日本資産をとり、また

南樺太・千島をえることになつてゐるソ連に、なぜそのうえ地金・宝石類までも引渡さねばならないのか理解に苦しむ。

b 英案は、賠償請求権のほかに捕虜にたいする請求権を規定していて、賠償請求権のほかにいろいろの請求権が提出されるおそれがある。米案は、日本の在外資産および占領期間中日本から取得した資産で戦争から生じた対日請求権はすべて充足されたとする考えに立つと思う。米案のこの趣旨を明確にするため「賠償請求権」という言葉は「戦争から生じた請求権」という文字に改められたい。(この点フィアリーの希望で後刻提出することになった)。

第 2 款 連合国財産の返還

第 24 条

終戦後 6 年間にほとんど実施済。不必要の規定

第 3 款 日本による請求権の放棄

第 25 条

1939年9月1日から日本の宣戦までの期間の請求権まで放棄させられるのは不当である。米案によられたい。

第 6 章 財産・権利・利益

第 1 款 在日連合国財産

第 26 条

米案がベター。

(1) 占領期間中に最高司令官の覚書によつて大部分処理済み。(2)すでにとられた措置を変更するような条項を設けることは適当でない。(3)補償がイタリア平和条約のように再取得価額の 2% ではなく 100% であるのはおもしろくない。

第 2 款 連合国にある日本財産

第 27 条

管理清算された日本財産にたいする補償を条約上義務づけないで、米案のように日本政府に一任してほしい。wording の問題として英案の 4 の (a) の文言は米案のそれよりもよく、採用してほしい。(b) も注意規定として採用していい。また、処分の例外規定に(1)大公使館および領事館財産と(2)宗教・教育・慈善団体の財産を加ゆべきである。

## 第3款 中立国および旧敵国にある日本財産

## 第 28 条

最もいやな規定。在中立国敵国財産を取りあげるのは正当化できない。旧敵国にある日本財産を連合国が処分することはがまんできぬことでもないが、条約にれいれいしくかかれるのは国民感情としていやである。

## 第4款 日本にあるドイツ財産

## 第 29 条

最高司令官の覚書によつてすでに処分すみ。規定の必要がない。

## 第5款 金銭債務

## 第 30 条

金銭債務に関する原則規定は必要。米案にも規定をいれたがいい。ただし英案は詳細にすぎる。イタリア平和条約の例によるがいい。

## 第6款 戦前の請求権

## 第 31 条

平和条約の範囲外の問題。規定の要がない。問題があれば、ケース毎に外交交渉で解決する。

## 第7章 一般経済関係

## 第1款 一般 関 係

## 第 32 条

平和条約によつて通商航海条約がインポーズされるかのような感じを与える詳細な規定振りは不適当。もっと簡単なものとすべきである。

## 第2款 民 間 航 空

## 第 33 条

平和条約実施のとき連合国が享有している待遇を無条件にすべての連合国に均てんさせることになつてゐる点、米案より不利。米案によりたい。米案による場合にも、国内航空は国際慣行にしたがい日本に留保される旨を明記されたい。

(この点、後日書きもので申しでることに打ちあわした)。

## 第3款 漁 業

## 第 34 条

最も望ましくない規定の 1 つ。関係国はこの規定によつて日本を極東水域から

閉めだすことができよう。conserved fishing ground の意義不明。極東水域でかような区域の存在を聞いたことがない。関係国が、将来、かような区域を設定しそこへ日本を出漁させないということは、日本漁業にたいする非常な攻撃であつて公海自由の原則からも承服できない。

## 第8章 紛 争 の 解 決

## 第 35 条

特別法廷はとらず、外交手続で解決されないものはすべて国際司法裁判所に付託することとしたい。フィアリー隨員の「請求権に関する紛争は国際司法裁判所に付託するわけにはいくまい」とのオブザベーションにたいして「英案のように特別法廷に付託するより混合委員会で処理したがいい」と答える。

## 第9章 雜 則

## 第 36 条 墳 墓

異存ない。ただし条約で義務づけるのは国民に「押しつけられた」感じを与えるきらいがある。条約からは削除したがいい。

## 第 37 条 用 語 の 定 義

異存ない。

## 第10章 最 終 条 項

## 第1款 加 入

## 第 39 条

朝鮮が加入を許される国にはいつていよいのは好ましい、とのべたら、フィアリー隨員は「米国は朝鮮に条約に署名させる意向である」とのべた。

わが方から百数十万人の在日朝鮮人の財産の返還なしし補償は実行困難であること、在日朝鮮人の大半が共産系であつてこれらが連合国人として勢力をふるうおそれのあること、法的にいつても日本と交戦関係になかつたことなどの理由から是非とも韓国を署名国とすることを思いとどまられたいと要請した。(この点、後から文書で申しいれることに諒解ができた)。

## 第40条 実 施

日本の批准を効力発生の要件にしてないことは、形式にとらわれすぎ日本国民の感情を無視するもの。このような考えでは永続的平和は期し難い。米案の方がよい。是非、米案によられたい。

付属書第 2 ~ 5

かような詳細な規定は必要ない。まず工業所有権は最高司令官の覚書によつて処理すみ。その他の条項についても付属書が適用されるようなケースは僅少である。たとえあつても一般国際法および慣習にてらしじゅうぶん解決できる一というのであつた。

フィアリー隨員は 20 日午後次官からシーボルト大使に手交された英國案にたいするわが方の意見書に期待はずれの感をいたいていたよう午前と午後にわたつて熱心にわが方の意見を求める詳細にノートをとつていた。

この会談でアメリカが韓国に對日平和条約に連合國とならんと署名させる意向であることを知りえたのは、最も大きな驚きであると同時に大きな獲ものでもあつた。けだし、この時機にこれを知りえたことは、これはどうしてもアメリカに思いとどまつてもらわねばならぬと決心するとともにそのため措置をとるじゅうぶんの時間的余裕をもつことになつたからである。

4月 21 日英國案にたいし口頭陳述したわが見解を収めた條約局長フィアリー会談記録（4月 25 日作成）は、付録 4 3 に收めてある。

#### 第 8 4月 20 日「日米協定の性質について」の提出

上記のとおり、4月 20 日英國案にたいするわが意見書といつしょに次官からシーボルト大使に手交された「日米協定の性質について」なる文書は、4月 4 日事務当局において原案を作成しさらに 5 日再度検討をくわえ内容を練つたもので 4 月 17 日大磯で総理に説明しその了承をえたものである。その節、総理は文書のタイトルを修正するよう指示されたけれども、他に妙案がみつからず結局原案どおり Concerning the Character of the Proposed Japanese-American Agreement として先方に手交した。

この文書の提出によつて事務当局としてどうしても今いちど先方にいつておきたいことがいえるとともにこちらの言いぶんが通らないならば協定の名前がおかしい、改るべきであるとくりかえし主張できた。

先方に手交した英文は、付録 4 4 に收めてある。

( 90 )

#### 第 9 日米協定第 1 条の修正

上述 21 日午前の外交局における西村・安藤とシーボルト・ジョンソン・バブコック・フィアリーの会談で、先方は、わが方の「日米協定の性質について」提起した日米協定の表題と内容との間に矛盾がある、両者の間に統一をもたせるため表題か前文第 5 項かいづれかに修正をくわうべきだとする問題についてはワシントンで研究したうえ結論をだすことにしてほしいといった。

つづいてジョンソン次官補から、

日米協定の第 1 条に「この措置は、もっぱら外部からの武力攻撃にたいする日本の防衛を目的とするものであつて、これによつて提供された軍隊は、日本の国内事項に干渉する責任または権限をもたない」とあるが、「もっぱら日本の防衛を目的とする」というと、かりに沖縄が攻撃されたとき日米軍は行動がとれないというような誤解を生ずる心配があるので、「この措置は、外部からの攻撃にたいする日本の安全保障に貢献することを目的とするものであつて…」と修正したい。

と申しでした。

西村・安藤の兩人は、熟慮の結果、支障ないと判断して同意の旨を答えた。

先方は、「本日の会談を確認し両国間安全保障取締第 1 条の第 2 文章はつぎのとおり修正された」として新案文をタイプしたものを 4 月 21 日付覚書としてわが方に手交した。

この点は、翌 22 日午後日黒官邸で総理に報告し追認をえた。

上記覚書は、付録 4 5 に收めてある。

#### 第 10 4月 23 日午前の総理ダレス会談

22 日朝大阪から帰京した総理は、翌 23 日午前 10 時半から正午まで、三井本館でダレス特使と会談された。

当方、井口と西村

先方、シーボルト・ジョンソン・バブコック・フィアリー・スピングス 同席。

まず、ダレス特使から、日米協定について、協定の案文にたいし日米双方から修文の希望がでているところ確定的な案文をえてから連絡することにしたい旨をのべ、つづい

( 91 )

て当方から用意してあつた下記の諸文書を提出し、それぞれについて意見の交換を行つた。

## (イ) 対比賠償問題

18 日午前の総理ダレス会談の際の先方の熱望に応ずる意味で（上記第 4 参照）、「日本は賠償能力がないが、フィリピンの感情を考慮して、マニラにおける教会堂の復興またはフィリピン海域における沈船引揚を研究してみる」との趣旨の文書と沈船の統計表を提出した。

特使から引揚の費用はだれがもち、船はだれの所有になるのかと質問し、総理から日本の費用で引揚げ船はフィリピンの所有に帰する。ただし、比に異存なければ日本で買つてもよろしいと答えられた。

特使から、日比通商と関連して、比から材料を提供し日本が加工して引渡すことが日本経済にヘヴィ・バードンとならずに、どの程度できるか研究してほしいと再び要望した。総理は、日本は賠償の能力がないとの立場を堅持したい（これにたいしダレス同意を表す）そしてその原則のもとに先方の要望を研究しようと答えられた。

ついで特使からフィリピン通商使節団の来日の報道について真相をただし、シーボルト大使から、今まで来日した使節団は調査のためのものらしく通商使節団ではなかつたが、最近 60 名から成る使節団訪日の報道があると説明した。

先方に提出した文書 On the Philippines' Claim to Reparation とフィリピン近海における日本沈船表 List of Japanese Ships sunk in the Vicinity of the Philippines は、付録 46 に収めてある。

マニラのカテドラルの復興と沈船引揚げは白洲氏の思いつきで同氏が 4 月 19 日目黒官邸で紙片に書いた一文

「米国側が度々言明せる如く日本にはバイショウ支払の能力はないという主張は正しいものであるからあくまで堅持したい

然し比国国民の感情も又モソトモなものである

日本の占領ということに付いて遺憾な意を表すと言ふ意味で何等かの具体案を立てたい

( 92 )

例えまニラのカテドラルの復興とかマニラ湾の沈船引揚とかいう様なことを考えたい」

を原案として翌 20 日第 2 案を作成（同案からマニラ湾沈船引揚げがフィリピン海域沈船引揚げに拡大された）、さらに 22 日目黒官邸で第 3 案を作成、同日午後総理の意見で第 2 項の末尾の「…日本官民の遺憾の意を表明するゼスチューとして、日本政府は、なにかをしたいと思う」を「…日本官民の遺憾の意を表明するゼスチューをすることによつて対日感情が緩和するならば、日本政府は、これをする用意がある」と修正し、また、第 3 項の末尾が「…研究してみたい」となつていたのを「…研究する」と改め、また、第 4 項「具体的な結論が出次第、合衆国に連絡するつもりである」を削除して確定案文（付録 46 所載）をえたしだいであつた。

原案・第 2 案・第 3 案は、付録 47 に収めてある。

なお、対比賠償については、後述の追加陳述の項を参照ありたい。

## (ロ) 英国との対日平和条約案

特使は、英国の条約案は前文・批准条項その他の内容に日本にとつてきわめて不快なものがある。日本がいやがるのは解かる。といふ、フィアリーから 21 日に当方から説明した事柄のうち、とくに総理が不満とされた条項について説明した。

## (ハ) 韓国署名問題

21 日事務当局がフィアリー隨員に英國の条約案にたいするわが方の意見を補足開陳した際の約束にしたがい、當時事務当局が韓国政府の平和条約署名を否とする理由としてのべたところを文書にしたためたものを先方に提出した。

文書の内容は、もちろん、総理の閲覧・承認をへたもので、

「韓国は解放民族であつて日本にたいしては平和条約によつてはじめて独立国となる。日本と戦争状態にも交戦状態にもない。したがつて連合国と認めるべきでない。」

韓国が署名国となれば、在日朝鮮人は連合国人として平和条約の規定によつて財産の回復・補償などについて権利を取得し権利を主張するだろう。現在 100 万に近く終戦時には 150 万に達した朝鮮人がこのような権利を主張すれば、日本はほとんど耐えきれない負担を負うこととなろう。しかも、これら朝鮮人の大部分が共産系である事実も考慮にいれる必要がある。

( 93 )

平和条約には日本の朝鮮にたいする権利・権原・請求権の放棄と朝鮮の独立の承認だけを規定し、朝鮮動乱が解決し事態が安定したあとで日韓の関係を平和条約の諸原則にのつとつて解決するため別に協定するのが最も現実的である」

という趣旨であった。

特使から、

韓国政府は国連総会の決議で朝鮮の正統政府として認められ多数の国連加盟国によって正式に承認されている。韓国政府は極東委員会加入を要請しているが、極東委員会構成国の態度が半々で意見一致がむずかしいので決定されるにいたっていない。米国としては韓国政府の地位を強化していきたい。この点、日本政府もご同見だと思う。

条約実施によつて在日韓国人が連合国人としての地位と権利を取得して、これを主張してくると日本政府が困まる地位にたつことは承知した。

で、この日本側の困難をどうして回避するか、合衆国で考慮することにするから、韓国の署名には同意してほしい—

とのべ、

総理は、

在日朝鮮人はきわめて厄介な問題である。かれらを本国に帰えしたい旨たびたびマ元帥に話した。マ元帥は、今帰えすと帰えされた者は韓国政府によつて首を切られる。人道的立場から今はその時期でないとの意見があつた。しかし、朝鮮人は帰つてもらわぬと困まる。かれらは、戦争中は労働者として連れてこられ炭坑ではたらいた。終戦後社会の混乱の一因をなすにいたつた。日本共産党は、かれらを手先につかい、かれらの大部分は赤い—

と説明された。

シーボルト大使も在日朝鮮人の赤化について補足説明した。

先方に提出した「韓国政府の平和条約署名について」は、付録 48 に収めてある。

なお、韓国政府の平和条約署名については、後述の追加陳述の項を参照ありたい。

## (二) 民間航空問題

これもまた 21 日の事務当局とフィアリーの会談において後日わが方の意見を文書として提出方約束してあつたものである。

提出した文書は、

「国内民間航空は、国際慣行上内国民に留保される。イタリア平和条約第 81 条でも、国際民間航空にたいしてのみ連合国間の無差別待遇を規定するにとどまる。米国案の当該規定は国際民間航空輸送上の権利および特権に関するものとされたい」という趣旨である。

特使は、東京で外人会社による日本の国内民間航空の実施について詰合いが行われていると聞いた。その事情を明らかにしたうえでわが方の要望を考究しようと答えた。

提出した文書については 22 日午前目黒官邸で松尾航空保安庁長官から関係当局の承認をえた。その席上、条約局長から航空保安庁において外人会社にたいする特許状の下付に當つて、特許状はいかなる場合にも平和条約の効力の発生の日の前日をもつて終了するという条項を置くよう努力ありたいと勧告しておいた。こうすれば、わが方の提案がいれられなくても国内民間航空上の特権が平和条約の規定によつて 3 年間拘束されることはないからである。

提出した文書「国内民間航空について」は、付録 49 に収めてある。

## (三) 未帰還邦人問題

ダレス特使來訪後、在外同胞帰還促進全国協議会から、平和条約にポツダム宣言第 9 項に言及して帰還促進の条項挿入方陳情があつた。また、有田前大臣からも事務当局にたいし同趣旨の申出があり、直接総理にも要請された。20 日朝、大磯の総理から先方に提出する文書を用意するよう連絡があつて原案を作成した。同案には帰還促進条項の条約挿入または声明の要望を表明してあつた。23 日の朝、総理の同意をえた際、総理の意向で簡単に声明のようなものを考えてもらいたいというものになつた。

提出した文書は、

「平和条約締結後におけるポツダム宣言の日本兵送還に関する規定の効力と未帰還邦人の運命について関係家族が痛く憂慮している事情にもかんがみ、これが人道上の問題であつてすみやかに送還せらるべき旨を声明することの可否を考慮されたい」という趣旨である。

特使は、米国政府も条約案に未帰還邦人の送還について規定をいれようかとも考えたが、条約を簡単にするために規定を設けなかつた。ポツダム宣言などに言及することも

おもしろくない。条約調印の際にわが方申しいでのような声明をなすことなどを考えてみようとのべた。

提出した文書「ソ連邦および中共地区にある未帰還邦人について」は、付録 50  
その原案は、付録 51

4 月 10 日付在外同胞帰還促進全国協議会の陳情書は、付録 52 に収めてある。

#### (e) 「賠償請求権」の範囲の問題

これは、21日の事務当局とフィアリーの会談でわが方がのべたところを先方の希望でさらに文書として提出したものである。

文書の趣旨は、

「平和条約の実施の際に紛争を防ぐため米国案にいふ日本が免責される「賠償請求権」について、「賠償請求権」にふくまれる請求権が直接戦争行為から生じたものに限定されないことを明らかにするため「戦争から生じた請求権」というような表現にするのがより適切であろう。また、いつからいつまでの間に生じた請求権であるかが米案では明らかでない。これを明らかにする補足文言をいれたがよいと思う」

という趣旨である。

これは、特使にピンとこなかつた。当方にもじゅうぶんに説明する資料の持ちあわせがなかつたので、後刻大蔵当局からさらに説明することにしてその場をきりぬけた。

提出した文書「賠償請求権の範囲について」は、付録 53 に収めてある。

#### (f) 在日連合国財産補償問題

大蔵省作成の在日連合国財産に関する資料すなわち「在日連合国財産に生じた損害額および在日連合国財産の数量」に関する資料を提出した。

資料の内容について質問があつたので、これまた、後刻、大蔵当局から補足説明することに打ちあわした。

後刻の説明は、後記のとおり同日午後帝国ホテルで行われた。

提出した文書は、付録 54 に収めてある。

また、大蔵省作成の和文原案とその説明を付録 55 に収録した。

#### （e）総理とダレスの会話

（講和問題の見透し）

上来記述した文書の提出と質疑応答を終えたのち、総理から講和問題はこれからどういう具合にとりはこばれるか大体の見透しを承りたいといわれ、

これにたいし特使は、これからワシントンに帰り数日休息したうえ英國と話しあいをはじめるつもりである。4月末までには各国から意見の回示があろう。英國との意見交換の結果と各政府の意見を総合して5月中旬頃には一案ができる、同時に、残される問題点もはつきりなると思う。その頃になると、その後の見透しがたてられることになる。日米協定は、行政協定をふくめて、まだ研究しなければならぬ問題がある。が、これららの問題は人がこなくともワシントンと東京と連絡して結論がだせると思うと答え、

かたわらの随員を顧みて「5月頃までに行政協定の諸問題について見当がつけられようか」とたずねた。

これにたいしバブコック大佐は、付属のA表—日本の負担で提供される施設と役務の表一の作成が意外に複雑困難で見当がつかない。A表の作成は総司令部でやつてもらわねばならぬがあまり進捗していない。と説明しジョンソン・バブコック両者からワシントンでよく考えたいといった。

（議会にたいする説明）

ついで、総理から、米国側では条約案についてどの程度上院に説明しておられるか。自分は秘密外交と攻撃をうけつつも、秘密を守つてきた。今後どの程度議会にたいして説明していいだろうか。御意見をうかがいたいとのべられ、

特使は、自分は上院外交委員会で条約案の大綱を説明して了解をえた。貴下は議会の少数者と自由に内話されたらしいではないかと答えた。

総理が、外交の常識を欠除する日本議会ではそれはむづかしい、内話すれば公表も当然となつてしまふといわれると、

特使は、自分は条約や会談の内容を公表しようとは思わぬといい、

結局、総理からシーボルト大使と連絡して場合に応じて処置していくことにしようとられて話しあはりとなつた。

このやりとりのうちに総理から「あなたは、野党にたいして寛大すぎるので、自分は

困ります」といい、ダレスちよつと不愉快な顔色をし、総理、「それは冗談です」と軽く打ち消されたシーンがあつた。会談記録の原稿にはこのシーンを記録しておいたが、次官の注意で削除することとなつた。ここにそのくだりを復活しておく。

それからジョンソン次官補が、総理とダレスの並んだ写真を「二大人物会合の記念に...」といいながら自分のカメラにおさめて、この会談は 12 時すこし前に終了した。

当時作成した本会談の記録は、付録 56 に収めてある。

#### 第 11 補足陳述の提出および補足説明

—4 月 23 日夕 —

上記 23 日午前の会談の経緯にかんがみ、総理は、(1)対フィリピン賠償問題について、沈船引揚げは日本の費用である。引揚げられた船はフィ政府に帰属する。ただし、米国政府を仲介として日比間に合意される値段で日本政府で買いとつてもよい。賠償能力はないが、日比通商協定と関連して、材料をフィリピンから受領し加工製品をフィ政府に引渡すという方法を考えてみようという趣旨、ならびに、(2)韓国政府の平和条約署名問題について、在日朝鮮人が平和条約によつて連合国人の地位を取得しないことが明らかにされるならば、韓国政府の条約署名にたいし反対を固執しないという趣旨を文書として使節団の離日前に交付しておくよう、指示された。

以上の趣旨はとりいそいで「1951年4月23日午前の会談にたいする補足陳述」と題する 1 つの文書にとりまとめ、下記のごとく同日午後 4 時帝国ホテルに赴いた際フィアリー隨員に手交した。

先方に交付した補足陳述は、付録 57 に収めてある。

23 日午前の総理・ダレス会談の際の先方との約束にしたがつて、大蔵省の伊原理財局長・上田管財局課長（西村同道）は、同日午後 4 時から 5 時まで帝国ホテルのフィアリーの室でフィアリー（外交局のボーリンジャー・ディール同席）にたいし、在日連合国財産補償問題に関する資料について補足説明をくわえた。フィアリーの関心はこの資料の正否といふよりも日本政府は要補償額をいくらとふんでいるかという点であつた。伊原局長は、200 億と 300 億との間であろうと答えた。

ボーリンジャー、ディール両氏は、資料の内容について説明を求めた。説明の結果明らかとなつた点は：

(1) 資料が考慮にいれていない公有財産を計算にいれねばならない。（フィアリーももちろんそうであるとした）。(2) 円貨の倍率を資料は 120 ~ 150 倍としているが、これは低すぎる。(3) 外貨債にたいする戦争中の円貨払いによる損失を表に掲げているのは適当でない。(4) 米・英のように敵産管理法の適用の目的となつたものだけを集計しているのはせまい。条約案は、かような特別措置の適用があつたかどうかに關係なく補償義務を課している—

などであった。

そして今後大蔵当局とボーリンジャー、ディール両者との間に連絡してもつと正確な資料を作成しようということになった。

その序でに、例の「賠償請求権」の範囲について米案では条約実施に際し日本と連合国との間に問題をひきおこす懸念があるとするわが方の立場を伊原局長から説明した。伊原局長は、軍票債務とか邦人抑留者の給養費などを例として引用した。フィアリーは日本側のもつ懸念の理由を了解したようで、英國案もみてよく考えることにしようといった。

5 時辞去するに際し、荷物をつくりながら一特使一行は 5 時半ホテルをでて羽田にむかつた—われわれの説明を聞いてくれたフィアリーは、

今後、どんな問題でも日本政府に疑問なり要望なりあれば、書面で連絡されたい。われわれは、いつでも好意的な考慮をくわえるだろう。

といつた。忘がたいシーンである。

会談記録は、付録 58 に収めてある。

#### 第 12 4 月 23 日午後工業クラブにおけるダレス特使の演説

ダレス特使は、23 日午後工業クラブにおける国際連合協会主催の会合に臨み朝野の有力者約 500 名を前に 40 分に及ぶ演説をした。演説の内容について、18 日午前のリッジウェイ・ダレス・総理 3 者会談の席上特使から総理に日本側の希望をただしたものであること前に述べたとおりである。

演説は、各紙によつて大きく報道され、平和問題にたいする合衆国の考え方は完全に日本国民に理解されるにいたつた。

演説は「恐怖なき平和」と題し要旨つぎのようである。

## (早期講和)

合衆国は早期講和を探求している。このことは事実が証明する。われわれの言葉に頼る必要はない。われわれの行動でそれをご覧になれる。(1月10日使節団任命以来の米国政府の講和推進のための活動の概略の説明がある)。

## (公正な講和)

合衆国は公正な講和を探求している。われわれの作成した条約案はご承知のとおりのもので、日本を国際社会の自由かつ平等の一員として復帰さるものである。他の主権国家にたいしては適用できないような制限を敗戦国の無力に乗じて課そうとする誘惑にとらわれやすいものであるが、合衆国はそれに反対である。勝者ならびに敗者すべての関係国の福祉は戦争の傷口をうずかしておくよりこれを消し去るような講和によつてもつともよく達成されるのである。

## (集団的安全保障で裏付けられた講和)

合衆国は集団的安全保障で裏付けられた講和を探求している。安保理事会における拒否権のために国際連合の「平和にたいする脅威の防止のための実効ある集団的措置」はつくりあげられないでいる。しかし、国際連合の原則は憲章の予想する地域的取締によつて適用されつつある。現在、侵略防止の物理的力は主として合衆国に存する。合衆国はその防止力が他国をも保護するようにその力と他国の力を相互約束で結合する用意がある。日本も、希望されれば、この保護にあづかることができる。

## (恐怖の障害)

当地にまいつてから、合衆国の探求する早期・公正・安全保障に裏付けられた講和の前途に横わる障害について多くの質問をうけた。大事業に付きもので、障害はある。が、克服できそうもない障害はない。もしありとすれば、恐怖の障害であろう。恐怖は人間の思考力を破壊し優柔不断にしてしまう。探求する講和への途をきりひらくためにすべきもつとも重要な仕事は、恐怖をはらいのけることである。

## (合衆国は太平洋に敵として在る)

日本および他の太平洋地域に集団安全保障をうちたてようとする合衆国の提案は、合衆国の方が北大西洋条約締約国の保護のためにだけ使われ、アジアは放置されるから、あまり意味がないではないかと恐れるものがあるようである。これは全く根拠がない。(1)国外にある合衆国軍隊の大部分は太平洋にある。(2)極東空軍は数と施設で拡

(100)

充され、新たに1箇師団が数日前日本に到着し、もう1箇師団が来日の途上にある。(3)合衆国は日本との2国間取締によつて講和後も日本にひきつづき保護の幕を張つていく用意がある—この保護幕を破れば合衆国に重大な責任を負わすことになろうが、合衆国はこの責任を公にひきうける。(4)合衆国は現に沖縄に軍隊を駐屯させており、かつ、この軍隊をひきつづき保持するつもりである。さらに沖縄で現在着々と建設がすすめられている。(5)合衆国はフィリピンでフィリピン政府との協定によつて軍事行動の権利と軍用施設とをもつていて。トルーマン大統領は、つい先週、フィリピンにたいする武力攻撃を合衆国の平和と安全にたいする危険とみなして行動にいざるであろうと声明されたところである。(6)合衆国は、先週大統領が声明されたとおり、対日和平回復に関連してオーストラリアおよびニュー・ジーランドと太平洋における両国のはずれかにたいする武力攻撃に由來する共通の危険に対処するため共同の行動にいすべきことを規定する協定を締結する用意がある。(7)合衆国軍の主力とくに戦略空軍はもちろん本国にとどまっている。しかし、かれらは合衆国にいても他国のために役だつことができる。東洋であれ西洋であれ、今申したような事前の協定のある地域のはずれかにたいする武力攻撃は、この巨大なる報復力を発動させる。これはたれも知つている。知られていることが平和のために大きな影響力をもつ。日本国民は、侵略しようとするものがいつたん攻撃にでれば必ず非道い目にあわされるものであるという事実から合衆国その他の国々がえている安全保障にあづかることができる。(8)アチソン長官は4月19日ワシントンで「日本の安全は日米双方にとって至上の重要性をもつものである」といった。仮に諸事実に照らして、日本に提案されている安全保障は欺瞞であるといふのは笑うべきことである。

## (間接侵略の恐怖)

ソ連邦およびソヴィエト共産党は日本をそのまま放つておくまいとの恐怖について考えてみよう。国際的危険としては直接の侵略の危険と間接侵略の危険がある。間接侵略の危険は絶えず存在し至るところにいきわたつてゐる。世界のすべての自由国家では、一部は表面に、その他は常に地下にもぐつて、ボルシェヴィキ組織があつて、その国を政治的に支配してこれを国際共産主義勢力の意思どおりに動く国家群にくわえる目的で活動している。かれらの公言する目標はソヴィエト共産党の支配のもとに世界国家を建設することである。これは、今申したように、どこにも存在する危険で

(101)

ある。しかし、この危険は正体をつきとめれば対処できる。このことは幾度も実証されている。共産主義は、詐欺とテロリズムを用いて改宗者を獲得し、それからまずこれらの改宗者を使って正統政府を倒壊し革命的努力を通じて政権を把握して国内的勝利をおさめるものである。が、虚偽にたいするに眞実をもつてし、秘密にたいするに暴露をもつてする場合、とりわけ社会が健全で共産主義の補充源たる不満大衆がない場合には、こういつた方法は失敗する。共産主義者による征服の結果がいかに邪悪であるかは今や明々白々であつてこの征服を教唆することは至上の罪惡である。これらの結果を、われわれは、北鮮や中国でみることができる。これらの地域では共産主義支配者は、ボルシェヴィキ派のすべての眞の共産主義者がそうであるように、モスクワのポリトビュローにたいし忠誠を誓い、今や北鮮や中国の貧困な戦いに疲れた人民たちは全朝鮮一ツアーハイ時代からロシアの戦略的目的物であった地域である一の支配を獲得するための侵略戦争の溶鉱炉の火災のなかに投入されつつある。1950年6月25日ないし1951年4月17日間における北鮮および中国軍の死傷者は総計 827,186 とソ連軍司令部によつて公式に推計されている。この恐るべき犠牲はまことに痛ましいもので、すべての国民は冷静に考えるときかれらも共産主義専制の犠牲となつてその青年たちの生命をボルシェヴィキの世界支配てう狂信的な夢を推しすすめるため投げださせられることのないよう必要な措置をとるにいたるであろう。危険は現実である。が、それは対処しうる危険であり、また危険を知るものすべてによって対処されるであろう危険である。けだし、それを怠れば恐るべき結果を招来するからである。

## (直接侵略の危険)

もちろん、一般戦争の危険がないではないが、わたし個人としてはロシアの支配者たちが一般戦争を今欲していようとは思わない。クレムリンの深窓でなにが行われているか皆目わからぬけれど、今までの経験によればソヴィエトロシアの支配者たちは、一般戦争の恐怖をふりまけば非共産主義諸国において共産党の地位を強化し内部から権力を奪取することを可能にするのを助けるので、主として一般戦争の恐怖をふりまくものである。1948年、フランスの首相がわたくしにフランス共産党はフランスがロシアの赤軍によつて侵入されるであろうという流説によつて数的に大きくなつよくなつたと内話したのを思いだす。共産主義者たちはわざとこういつた噂を流

し、党员になつておけば赤軍がはいつてきたとき肅清をまぬかれうるといつて、噂から生れる恐怖を利用しようとする。これは、見本的なやり方である。ロシアの軍事力のおよぶ範囲内にある他のどの国でもこのやり方は実行されるだろう。わたしは、また、2年前北大西洋安全保障条約が結ばれたときソヴィエトロシアがたてた狂暴な怒声を思いだす。ロシアの指導者たちは、この安全保障取極は事実攻撃的脅威を構成するものでイギリスとフランスをその対ロ同盟を破つて与国たらしめるものだと天にとどけとばかりわめきたてた。共産主義者たちはこれは戦争となるかもしれぬとほのめかした。卑怯な人たちは、恐れでまひし悪夢のうちに赤軍が西ヨーロッパへ進軍するのを見た。もつと冷静でもつと経験をつんだ人たちは、赤軍がなにか法的な口実をみつけて進撃するようなことはあるまい、恐かつにくつするより力を養つたがいいと思った。こうして大西洋諸国は前進し、安全保障条約を締結し、実施にはいつた。赤軍はついに進撃してこなかつたのである。大きな軍隊を支配する野心的独裁者がいるときは常に戦争の危険がある。歴史のはじめからそうである。しかしながら、今日までの証拠に照らすと、現在の世界征服計画は主として共産党のプログラムであり、主として間接侵略の方法で追及されており、直接侵略と武力攻撃の恐怖が自由諸国民をおどかして内部からの征服にたいし無力な状態におとしいれるべく撒布されつつあるようである。

## (全面講和)

集団的安全保障に代わるもの求めん人たちは大きな幻想の犠牲者である。全面講和なるもののなかに安全を求めようとするものがある。自由諸国とソヴィエトロシアと共同で提案されるまで講和を望まないというのである。われわれが日本のために探求する類の平和にソ連邦が参加してくれることは、もちろん、大いに歓迎するところである。合衆国はそうもつていこうと熱心に努力した。これからも努力する。数箇月の間、ソ連政府はわれわれと討議した。この1月日本にくる前わたしはミスター・マリックに使節団の探査的な性格や最終的決定はしないこと、帰米後事態について討議したいことを説明した。この約束にしたがい帰米後直ちに、前途の見通しの良好なるを告げじ後の段どりについて意見を交換しようと同氏に会見を始めた。ところが、同氏は、おそらく訓令によつてであろうが、「対日平和条約については交渉を再開しない」と新聞に発表した。かようにも重要な事項について新聞発表にたよりたくなつた

ので、新聞発表はそのまま受けとつていいものであるかどうかたしかめるべく同氏に個人的に接触した。同氏は、本国政府が対日平和条約討議再開の意なきことを確認した。それでも、われわれは、この拒絶をもつて最終的のものとはしない。米国条約草案をワシントンのソ連大使館に送付し、こうしてソ連政府において同案を考究され早目に意見回示に接すれば幸甚である旨をソ連政府に通じた。さらに、そのあと合衆国政府はじ後の段どりを協議するためソ連政府と再び連絡をとりたいと思う旨を同政府に通報した。今日までのところ、われわれの接触はなんの応答もひきだすにいたつていよい。ソ連邦は対日平和から手をひくつもりなのかもしれない。もしそうとすれば、理由をみいだすのは難しくない。ソ連政府は講和について多弁を弄するが、事実講和が近づくとペストかのようにさける。講和のもたらす安堵をこぼみ恐怖を永続させてボルシェヴィック共産党の間接侵略の努力に効果をおさめさせようとしてそうする。この態度が固執されるなら、いわゆる全面講和論者は実際は「講和無用」論者である。

## (中立と友好)

中立が集団的安全保障より安全だとするものがある。侵略が永遠に排除された世界でなら中立が、もちろん、正常である。が、まだ侵略者のいる世界では中立は保護にならぬばかりかむしろ侵略を助長する。この点については、スターリンがだれよりも明瞭に、また、雄弁に語っている。1935年3月10日、スターリンは、かれのいう「不侵略国家主としてイギリス・フランス・合衆国」を「これらの国々は集団的安全保障政策・侵略者にたいする集団的安全保障政策を拒否し不干渉の立場・中立の立場をとった」。不干渉・中立主義とは「各国にその好むままに、また、そのなしうるままに侵略者にたいし自己を防衛させる」政策と定義できる。「が、現実には不干渉政策は侵略にたいする共謀を意味するもの」一とはげしく非難した。これらの言葉は、みな覚えておくべきものである。「中立」や「不侵略条約」や「友好条約」で安全保障を求めるもののいかに空虚であるかを示す史上の事例はいくらもある。中華民国政府の例をみよう。1945年2月のヤルタ協定の一部としてスターリンは中華民国政府と友好同盟条約を結ぶことに同意した。6箇月後、事実、ソ連邦は条約を結んだ。中華民国政府は、ヤルタの提案にしたがつて、満州・旅順・大連の実質的支配をロシアに委譲することに同意した。これにたいし、ソ連邦は、ヤルタ提案に定められた

(104)

ように、中華民国政府と友好同盟条約を結び20年の間「中国にたいし道徳的支援と軍事物資その他の資源の供給により援助を供与すべくこの支援と援助は中国の中央政府としての中華民国政府にのみ供与さるべき」旨を厳粛に約束した。数日たつて日本の降伏が結ばれると、ソ連軍は満州・旅順・大連・北鮮・南樺太・千島・齒舞に進入し形式上わずか6日の交戦状態から巨大な実益を収めた。満州では日本の産業投資のみならず莫大な量の日本の武器弾薬までも獲得した。そしてこれらの武器弾薬を、中華民国政府にたいしてのみ軍事援助を供与するとの今しがたしたばかりの明約に反して、中国赤軍に与えたのであつた。1949年10月にはまたまた20年間の条約を破つてソ連政府は中華民国政府の承認を撤回し毛沢東の赤色政権を全中国の政府として承認した。教訓は明々白々である。スターリンのいつたように唯一の信頼するに足る安全保障政策は侵略者にたいする集団的安全保障政策であつて中立政策は事実上「侵略にたいする共謀」である。

## (平和への道)

恐怖を鎮めたいと思つて恐怖についてお話ししたが、恐怖自体がだいたい恐怖されているものごとよりはるかに危険である。恐怖は危険を克服する能力を破壊してしまうから。すでにみたように、われわれが当面する現実の危険すなわち間接侵略の危険は処理できる。直接侵略の危険は数千年このかた、常にこの世に存在した危険である。有史以来今日では従前にくらべこの種の危険を克服する機会がはるかに多い。今日、はじめて、犠牲者がつきつきともぎとられないよう確保する集団的措置の可能性が存在する。したがつて、われわれは勇気と信頼の念をもつて将来に臨み、かつ、諸国がサンフランシスコに会同し常にわれわれの指標たるべき国際連合憲章を起草したときに予見したような平和を求めるため行動をとることができる。

## (集団的安全保障)

憲章は、侵略にたいし武装も抵抗もあつてはならぬとするような平和主義を排除する。反対に、憲章は、国際の平和と安全の維持のため軍隊を提供する用意をしておく義務を各加盟国に課している。憲章は、個別的および集団的の自衛権があること、そして、これが「固有の権利」と称せられるものであることを認めている。憲章は、「平和にたいする脅威の防止および除去のために有効な集団的措置」の必要を認めている。憲章は、平和の機関として地域的取締を予見している。これら原則にしたがつ

(105)

て、先週、合衆国大統領は、一連の措置によって太平洋地域における平和の組織を強化するための計画の概略を明らかにした—これらの措置は、当初、(イ)合衆国と日本の間の平和条約後の安全保障取極、(ロ)沖縄における軍隊の駐留、(ハ)フィリピンにたいする武力攻撃は合衆国の平和と安全にたいし危険であると合衆国によつて認められること、(ニ)太平洋におけるオーストラリアおよびニュー・ジーランドのいずれかにたいする武力攻撃の場合には 3 国のそれぞれは共通の危険に対処するため行動すべき趣旨の取極の両国との締結をふくむ。これらの措置は“第 1 歩”であると大統領はいい、また、その翌日アチソン長官が指摘したように太平洋地域における諸国が発展させようとするもつとひろい取極—この種の取極は、長官もいつたように、合衆国によつて同情ある関心をもつて迎えられるであろう—をいさざかも妨げるものでない。ここに概略を示した一連の措置は、全体として、国際連合憲章の許容する地域的安全保障の権利を行使した主要な措置をなすものであり、すべての国連加盟国が憲章によつて平和・安全・正義のためになるものと認めたものである。なおまた、国連憲章は武力攻撃に抵抗するために武力の存在の必要を認める一方“共同の利益の場合をのぞくほかは武力を用いてはならない”との原則を立てていることを忘れてはならない。この大原則は、集団的安全保障取極のなかに具現されるならば、安全保障のため設けられた武力は不安定をつくりだすためには用いられないであろうとの希望を自動的に生ずる。この原則は実際に具現されているので、個々の国家が國の武力をひたすら国家的野望を推進するために用いる傾向はへり、また、用いるのがよりむずかしくなるであろう。それは、日本も近隣諸国も希望しない軍国主義に抗して作用する原則なのである。

## (経済的福祉)

また、国連憲章第 5 条を想起する必要がある。同条は、安定と福祉が諸国間の平和的な友好的な関係に必要であると認め、諸国に一層高い生活水準・完全雇用ならびに経済的および社会的の進歩および発展の条件を促進するよう要請している。日本の指導者と国民が経済問題を心配していられることがわたくしは承知している。それは当然の心配である。日本の経済的地位が困難であるが故に合衆国は国連憲章が永続的平和のために必要と認める条件を日本が実現することを不可能にするような経済上の負担と無能化を課することに断乎反対するのである。日本国民が公私の貿易と通商に

(106)

おいて国際的に承認された公正な慣行を受諾し、かつまた、日本国民の勤勉・才能・工夫力が世界の他の国々と相互に望ましい貿易と通商を発展させることにささげられるならば、確実に経済水準を高めていくことができるであろう。この点に関連して、貿易と通商は共通の安全保障制度によつて保護されるところで繁栄するものであることを想起するのが有用である。日本と合衆国との間に合衆国大統領が提案されたような講和後の安全保障取極が締結されるならば、それ自体が信頼を増進し両国における経済界・財界を刺戟して相互の利益のために力を合わせて活動せしめるにちがいない。

## (人 権)

また、国際連合憲章は人権と基本的自由の普遍的な尊重および遵守ならびに文化的および教育的国際協力を要請していることを想起する必要がある。日本では人間の自由と機会はすでに占領期間中婦人参政権・土地改革・労働組合・軍国主義と政治的テロリズムの清算・新聞の自由および広く真に代表的な政府を通ずる主権の国民への譲与によつて大いに拡められている。日本は今日その行動を国際連合の世界人権宣言のなかに明らかにされている高遠なる理想に合致させようと努力している国家群の先頭に立つ 1 国である。諸君は文化的・教育的協力に熱心である。そして、日本国民は数世紀にわたつて美と文化を鑑賞し、かつ、創造する能力をもつてゐることをはつきり示されたのだから、諸君はこの点について与えるべきものをたくさんもつておられるはずである。自由世界の方でも教育と文化の分野で日本と協力することを歓迎する。われわれの使節団は、団員の 1 名がとくに文化と教育上の協力を増進する方策を探求する任務を負わされていた点で、たぶん講和使節団の歴史のなかでユニークな例であろうと思う。

## (む す び)

われわれはひとつの門口に立つてゐる。この門口のかなたには偉大にして栄光ある機会にあふれる展望がひらけている。扉はまだ開いてない。が、鍵はわれらの手中にある。恐怖と疑惑のためこの手がまひしないようにしよう。勇気をふるつてこの鍵でこの扉を開け講和の道を前進しようではないか。」

演説は、一読してわかるように、18 日午前の会談で総理の表明された「全面講和と永世中立の非現実性を説かれたい」という注文にじゅうぶん応えたものであつた。

演説の原文は、付録 59 に収めてある。

(107)

### 第 13 ダレス使節団の離日

特使は、午後 4 時帝国ホテルに帰り、5 時半ホテルを出て羽田空港に向つた。

空港には、米側からリッジウェイ最高司令官、シーポルト大使夫妻ら、また、わが方から佐藤参議院議長、岡崎官房長官夫妻、井口次官夫妻らが見送つた。

特使は「いうことはもう全部いつつしまつた」と記者団に語りながら表情も明るく一行とともに機上の人となつた。

### 第 14 会談経過調書の作成提出

会談の終了とともに条約局長は会談経過報告書のとりまとめにかかり、25 日完成、直ちに総理に提出した。

会談経過報告書は、付録 60 に収めてある。

### 第 15 総理の議会報告

総理は、5 月 9 日、午後 1 時からの衆議院本会議、ついで 2 時からの参議院本会議に臨みそれぞれ発言を求めるダレス会談について報告するところがあつた。

報告の内容は、

「米国政府は、連合国最高司令官解任の発表と同日、その対日政策に変更ないことを明らかにするとともにダレス特使を東京に派遣することを発表した。特使の訪日の目的は、最高司令官の更迭が対日早期講和の既定方針にかかわりのないものであることを日本国民にはつきりさせるにあつた。

前後 3 回におよぶ特使との会談を通じて、過去 2 箇月間における講和問題の進展について通報をうけ、さらに、日本官民は今後既定方針に即して平和条約の締結促進に努力を惜しまないであろう米国政府の熱意に信頼して可なるを説かれ感銘をうけた。最初の会談はリッジウェイ中将のもとで行われたが、同中将もマ元帥同様早期講和をつよく支持された。

特使は、前回の帰途フィリピン、オーストラリア、ニュー・ジーランドに立ちより政府・議会首脳者と会談しこれらの国々のとくに関心をもつ諸点について相互の理解をふかめ、帰華後それまでの意見交換によつてえた結果をしんしやくして条約案を起草し極東委員会構成 12 国とインドネシア、インドおよび韓国をくわえた 15 国に提

示して意見を求めていること、および、ワシントン出発前英國政府から条約案が提示され近く来米する英国外務省当局と会談が行われる予定であることをのべられた。

当方からは、前回の特使離日後わが国の一般情勢とくに国民の間に早期講和にたいするつよい希望がおこつてきたこと、また、米国政府の寛大・公正な講和方針に感謝していることをのべておいた。

このように今回の話しあいは情報の交換ともいべきものが主であつた。

特使は、対日講和について、すでに幾多の重大な困難は克服された。残つた難点も克服できると信ずるとのべられていた。特使が 3 月 31 日のロスアンゼルスにおける演説で明らかにされたような寛大・公正な米国の平和条約案が 1 日も早く実現することを心から期待し、かつ、米国の努力にたいして深甚な謝意を表する。

リ中将は去る憲法発布記念日にあたり、日本が完全な自主権を回復する日に備えるために占領管理を漸次緩和する方針を今後も推しすすめていく旨を明らかにされた。講和近きに臨んで最も機宜をえたものであり、政府としても連合国最高司令官の意をくんで最善の努力をいたしたい」

というのであつた。

総理の報告にたいし、翌 10 日午後、野党の民主党は千葉（三郎）政調会長を、社会党は鈴木（茂三郎）委員長を代表質問者に立て下記のような質問を行つた。

千葉議員は、(1)台湾・澎湖島・南樺太の帰属問題と千島・小笠原・琉球が歴史的・民族的にわが国の版図であることを主張したか、(2)国際協力のためにもわが国の工業力の制限をすべきでないことを要望したか、(3)台湾・澎湖島・南樺太・千島・朝鮮の邦人私有財産の返還を要望したか、などをただし、総理は、(1)領土の帰属に関してはすでにポツダム宣言で明らかとなつてるので、その範囲で国民の要望はとりいれられることになろう、(2)ヤルタ協定とポツダム宣言のいずれを重んずるかといえば、日本としてはポツダム宣言によつて義務づけられているのだから、もちろんポツダム宣言を重んずる、(3)琉球その他にたいして信託統治を承認したかどうかとの点は、ポツダム宣言で決めたことであり、どう処置するかは連合国問題である、(4)国内の治安には確信がある、(5)在外資産はポツダム宣言で賠償の担保として所在連合国において没収することになつてゐるが、この制限のもとでどう緩和されるかは今後の問題である、などを答えられた。

鈴木議員は、(1)単独講和は中ソ友好援助同盟に対抗する日米の防衛協定を基本とする関係上、マ元帥解職によつて描きだされた全面戦争回避の方針と矛盾するものではないか、(2)ソ連の対日講和覚書は依然として手続にこだわるものがあるにしても、講和条件としては概して寛容である。首相はひきつづき全面講和への努力をダレス特使に要請してはどうか、(3)ソ連・中国が参加しない場合、講和後これらの国との友好平和をいかにして確保するか。講和後ソ連が報復的態度でた場合の保障を特使に要求したか、(4)中国と政治的に切り離され東南アジアから経済的に孤立して自主経済を立てうるか、(5)リッジウェイ声明に便乗して東条内閣当時の翼賛政治・反動政治に復帰する恐れがある。また、軽々しく憲法改正を唱えるものがある。憲法を守ることは平和を守ることである、などをただし、総理は、(1)わたくしとダレス特使の間に安全保障条約ができるいるとのお話であるが、もしうだつたらそれを拝見したいものである、(2)いかにもすぐ戦争がおこるようなお話だが、戦争するために独立するのではない。名前が講和条約であるから平和を企図した条約を結びたい、(3)単独講和・全面講和についてはたびたび論じた。さらに申すほどのことはない、(4)講和に参加しない中共やソ連との関係をどうするか。相手が日本と友好関係にはいろいろとしないものには仕方がない、(5)経済の自立なければ独立は有名無実だということには同感である。だから自立経済をうちたてるため努力している。日本は終戦後日に日に自立経済にむかつてすすんでいている。中共との間に友好関係がないならば日本は亡びるというのは、いいすぎであろう。東南アジアとの関係は貿易その他で緊密をくわえつつある。現にビルマその他に在外事務所を設けることになつていて、東南アジアとの関係はますます緊密となつていこう、(6)最高司令官の政令改正の声明は最高司令官の好意である。日本の過去における政令を検討せよといふので改悪ではなく改正である。ご懸念のようなことがあれば議会で修正すればよい、などを答えられた。

なお、同日午前、参議院でも社会党の加藤（シズエ）議員・民主党の桜内議員・第一クラブの堀木議員らの総理にたいする質問があつた。

総理の報告演説の全文は、付録61に収めてある。

### む　す　び

叙上第2ないし第13に説明したように、第2次交渉の主たる意義は、合衆国政府が

(110)

最高司令官の更迭にかかるわらずその対日講和推進の既定方針にいささかの変更なかるべきことを説示して日本政府および国民の不安を一掃しようとしたこと、ならびに、米国の平和条約案のほかに英國の条約案の存在を明らかにし英國案にたいするわが方の見解の開陳を求め来たるべき米英会談にたいするその態度決定に資しようとしたことのふたつにある。この会談を通じて、わが方は、また、対日講和に関する主要関係国との態度を知るとともに今後の焦点が近く開かるべき米英間の対日講和に関する意見調整の結果いかんにあることを了解し、じ後その方面の情勢の展開に注意を向けることとなつた。

第2次会談においても、談の日米集団的自衛協定にふれたことはあつた。しかし、実質的な決定といったものはなかつた。

しかしながら一般部外とくに新聞などマスコミーションは第2次会談の中心は日米安全保障条約問題にあると当初から思いこみ、連日、会談の実際とはおよそ縁のない安全保障に関する報道を流布した。当時はもちろんのこと、今日でも当時の新聞をひっくりかえしてみるとよくもこうも会談実質とかけはなれた報道を載せたものだと驚かずにはいられない。

日米双方とも会談についてよく機密を守つた。

(111)